資料2

個別ヒアリングの結果について

（建設企業）

ヒアリング対象及び項目（建設企業）

国土交通省

■対象

建設企業に対して、**事務局が直接ヒアリング**を実施

元請企業（大手2社、中小2社、ハウスメーカー1社）
専門工事企業（鉄筋2社、左官2社、とび1社、電気1社、空調衛生1社）

■ヒアリング項目

1．現行の評価制度（課題や改善すべきと考えられる点について）
（1）経営事項審査
（2）見える化評価制度
（3）建設業許可
2．企業評価に対するニーズ等について
（1）現状
（2）評価の対象
（3）評価の項目
（4）活用促進
3．その他

１．現行の評価制度
（課題や改善すべきと考えられる点について）

1.（1）経営事項審査

国土交通省

■ 制度目的

- 「格付けに利用するための全国統一の客観的な物差し」という趣旨目的やその重要性について、どのように考えていますか。

＜主なご意見＞

【元請・大手】

［A社］

- 事務負担的には全国統一の共通の仕組みがあることは重要。評価のばらつきも出ないため、**制度としては引き続き継続**していただきたい。

［B社］

- 大手企業にとっては、評点が1点又は2点異なることで直ちに受注可否が変わるものではなく、**必要な水準を確実に確保する観点から対応**している。

【元請・中小】

［C社］

- 競争参加資格審査における格付け等への活用は必要である一方、**企業規模や直営施工の有無が大きく異なる企業を同一の審査項目で評価することには課題**がある。企業規模や施工体制に応じた評価区分が望ましい。

［D社］

- 全国統一の客観的な物差しとして、**評価の客観性・公平性を担保する基礎であることは重要**と考える。
- 完成工事高が大きく異なる大企業と中小・零細企業を同一尺度の総合評定値（P点）で評価するのではなく、**企業規模に応じて2～3区分に分けることが必要**である。

1.（1）経営事項審査

国土交通省

■ 制度目的

- 「格付けに利用するための全国統一の客観的な物差し」という趣旨目的やその重要性について、どのように考えていますか。

＜主なご意見＞

【元請・ハウスメーカー】

- 経営事項審査は、**全国統一の客観的な物差しとして重要な制度**である。公共工事の入札参加資格審査において共通の基準として用いられるものであり、全国でより積極的に活用されることが望ましい。

【専門工事業】

［J社（電気）］

- 公共工事を受注する企業を、**全国共通の基準で公平に評価するために重要な制度と**考えている。一方で点数が企業の実力をすべて表すものではないので、実態にあったものとなるよう**審査項目や配点は必要に応じて見直していくべき**である。

【専門工事業】

［K社（空調衛生）］

- 経営事項審査は、建設企業を**全国統一の基準で評価する網羅的かつ優れた仕組み**である。

1.（1）経営事項審査

■ 審査項目やウェイト

- XYZWという構成、総合点を出すというやり方、項目間のウェイトについて特に見直すべき点はないでしょうか。

＜主なご意見＞

【元請・大手】

［A社］

- 昨今、W点について項目が入れ替わったり配点が変わったりしているが、政策に従って誘導的に取り組ませるのであれば、**ウェイトをもう少し増やすことが必要**ではないか。一方で、品質の担保等、重要な点も含まれているので軽々に変えて良いか、という課題もある。あるいは**W点の項目に含まれるものを特出しする**ことも考えられる。
- 一方で、**そもそも、政策に誘導するための評価というのはあまり適切ではないという考え方**もある。この考え方に立てば、あくまで**各社が勝ち抜くための企業活動**であり、それをコントロールするために評価項目が変動していくことには違和感があるため、**W点のウェイトをあげることは慎重になる必要**がある。

［B社］

- 各項目をどの程度重視するかは、**発注者が工事の目的、規模及び技術的水準等に応じて判断すべき**である。

1.（1）経営事項審査

国土交通省

■ 審査項目やウェイト

- XYZWという構成、総合点を出すというやり方、項目間のウェイトについて特に見直すべき点はないでしょうか。

＜主なご意見＞

【元請・中小】

［C社］

- 「W　その他の審査項目（社会性等）」よりも、**施工能力のウェイトを高めるべき**である。

［D社］

- X1（完成工事高）の比重が大きく、完成工事高を作りやすい管理会社（元請企業）が高く評価される一方、**直営施工を担う中小企業の実態が反映されにくいため、売上偏重を改めることが必要**である。管理会社（元請企業）であれば、新設企業であっても、完成工事高を作りやすい場合がある。

【元請・ハウスメーカー】

- 現時点で、審査項目や個別項目のウェイトについて具体的な見直し意見はない。
- 評価項目やウェイトは、**発注者である国や地方公共団体が何を重視して発注先を選定するかに応じて決められるべき**である。資力や工事力が重要であることは当然であるが、社会性や技能者育成等を重視する発注者がある場合には、W点のウェイトを大きくすることも考えられる。

1.（1）経営事項審査

■ 審査項目やウェイト

- XYZWという構成、総合点を出すというやり方、項目間のウェイトについて特に見直すべき点はないでしょうか。

＜主なご意見＞

【専門工事業】

［J社（電気）］

- 建設業を持続的な成長産業としていくための観点からは、完工高の実績や事業規模だけでなく、適正な利益の確保、技能者レベルアップ等の人材育成、賃上げ等の処遇改善、AI・DXによる生産性向上、新分野への挑戦や将来に向けた投資などの事項もより評価に反映することが重要と考えている。**企業の安定性と将来の成長力の双方を評価できるバランスでウェイトを見直していくべき**と考える。
- **会社方針として利益を重視**しているが、**経営事項審査において完工高を評価するものになっているので、仕事を多く受注するマインドになってしまう**。担い手不足という点でも、営業が仕事をとってきて多く受注したとしても、仕事を回せない状況になっているので、**完工高一辺倒というのは実情に合っていない**と思う。

［K社（空調衛生）］

- かつての売上高を重視した評価から、**経営状況や技術力を重視する評価へ移行してきたことは望ましい**。不適切な事業者が徐々に排除され、発注者が企業を選定する際の客観的な判断基準として機能している。

1.（1）経営事項審査

■ 個別の評価項目
- 実態・実情にそぐわないなど、見直すべき項目はありますか。

＜主なご意見＞

【元請・大手】

［A社］

- **研究開発費**について、実質大手企業のみが評価される仕組みになっていると思われるため、新しい技術の現場実装等、新たな観点があってもいい。**大手企業の立場から考えても、この項目が変わるからといって仕事を受けられないかというとそうではないし、時代に応じて評価軸が変わることは自然**である。
- **ISO認証については差別化になっておらず形骸化**しているため、見直すべき。

【元請・中小】

［C社］

- **ISO認証**は取得・維持の負担が大きく、**企業経営や業務管理の実態を必ずしも反映しないため、一律の評価項目とすることは適切ではない**。基本的な取組が社内に定着した後は、認証の継続を見直し、社内改善活動へ移行する企業もある。

1.（1）経営事項審査

国土交通省

■ 個別の評価項目
- 実態・実情にそぐわないなど、見直すべき項目はありますか。

＜主なご意見＞

【元請・中小】

［C社］
- **研究開発費**の評価は**実質的に大企業に限られる**ため、施工能力をより重視すべきである。
- **建設機械**は保有台数だけでなく、災害時の出動実績や対応体制を含む**実際の機動力を評価**してほしい。

［D社］
- 地方自治体の発注工事では、入札参加資格の要件が緩く、くじ引きで元請企業が決まる場合もある。その結果、実際の施工能力を有しない企業でも受注実績や完成工事高を蓄積でき、逆に実際の施工を担う下請企業に施工実績や評価が反映されないなど、実態と評価結果が乖離してしまう。
- Z（技術職員数）について、中小企業では一人が複数業種を担うため、1人当たり最大2業種ではなく3業種までカウントできるようにすることが望ましい。
- W2（営業年数）は35年以上が一律60点であるため、長期継続企業を評価できるよう、50年以上まで段階的に加点してほしい。

1.（1）経営事項審査

■ 個別の評価項目
- 実態・実情にそぐわないなど、見直すべき項目はありますか。

＜主なご意見＞

【元請・中小】

［D社］（続き）

- W7（建設機械）は、自社保有とリースを同等に扱わず、取得・維持・保管の負担と緊急時の即応性を踏まえて自社保有を高く評価することが重要である。加点対象機械についても、令和8年改定で対象に追加された不整地運搬車やアスファルト・フィニッシャの追加は中小の都市土木企業の実態に合いにくく、災害時に実際に必要となるショベル系掘削機やダンプ車等の保有台数に応じた加点を拡充することが望ましい。
- W3（防災活動への貢献）は20点では十分でなく、形式的な登録ではなく、実際に災害協定を締結し出動体制を有する企業をより高く評価してほしい。

【元請・ハウスメーカー】

- 個別項目について、現時点で特に見直すべきと考えるものはない。

1.（1）経営事項審査

■ 個別の評価項目
- 実態・実情にそぐわないなど、見直すべき項目はありますか。

＜主なご意見＞

【専門工事業】

［J社（電気）］

- 元請工事の施工量が多いことが必ずしも技術力の高さに直結しない。サブコンで高い技術力をもつところはあるし、データセンター等新しい分野に積極的に挑戦していることも評価すべき。
- **IT・AIの生産性向上**：残業時間の削減、若手人材の確保、ベテラン職員の知識の共有、労働時間の法令順守など、様々な効果が期待できるため、**評価を充実させるべき**。このような取組はそれなりにコストがかかるため、それも踏まえて評価すべき。
- **新しい分野へのチェレンジを妨げない評価体系**にすべき。新しい分野に進出する際は、**最初の設備投資や技術者の育成等が必要**となり、将来の成長に向けた投資の内容もあわせて評価することが重要。

［K社（空調衛生）］

- 規模に関する配点、特にX2の見直しを要望する。自己資本額や利益額は企業規模の影響を受けやすく、短期的な企業努力を反映しにくい。
- X1は、完成工事高が一定規模を超える大手企業では評点が上限付近に集中し、企業間の差異を示しにくい。

1.（1）経営事項審査

■ Wの位置づけ

- 「その他」という位置づけやウェイトについてのご意見があればご回答ください（もっと評価すべき／このままで良い／独立して活用すべき　など）

＜主なご意見＞

【元請・大手】

［A社］

- そもそも、政策に誘導するための評価というのはあまり適切ではないという考え方もある。この考え方に立てば、あくまで各社が勝ち抜くための企業活動であり、それをコントロールするために評価項目が変動していくことには違和感があるため、W点のウェイトをあげることは慎重になる必要がある。

［B社］

- 政策誘導の観点からは、**配点について、より強弱をつけることも一つの考え方**ではないか。例えば、**導入当初は、高い配点としつつ、当該取組・政策の普及後は配点を縮小**するなど、**政策上の必要性及び普及状況に応じた柔軟な制度設計**とすることも考えられるのではないか。

【元請・ハウスメーカー】

- W点の位置づけは、発注者が何を重視するかと大きく関係する。一方で、社会性の項目だけで企業を評価できるものではなく、資力や工事力といった要素と組み合わせて評価することが重要である。

1.（1）経営事項審査

■ Wの位置づけ

- 「その他」という位置づけやウェイトについてのご意見があればご回答ください（もっと評価すべき／このままで良い／独立して活用すべき　など）

＜主なご意見＞

【専門工事業】

［J社（電気）］

- Wの位置づけ、担い手の確保、防災、働き方改革などは今後重要性が高まるため、**これを評価する項目のウェイトは引き上げて欲しい**。また、**賃上げや人材育成、AI、DXの推進およびこれらへの投資も加点対象にすべき**と考える。

［K社（空調衛生）］

- W点は「その他」ではなく、**「社会性等評価」として明確に位置づけ、現状より評価上の比重を高める**ことが望ましい。
- **社会性や担い手確保に関する評価を別制度として切り離すより、経営事項審査という一つの枠組みの中で評価する方が、企業と発注者の双方にとって理解しやすく、利用しやすい**。
- Wの係数を現行の0.15から0.2程度に引き上げ、その分X2の係数を引き下げることも考えられる。ただし、特定の数値を強く要望するものではなく、社会性や担い手確保に関する取組を現状より重く評価してほしいという趣旨である。
- 近年は、CPDやCCUSの体制整備など、担い手確保や技能者の処遇改善に関する政策を反映した項目がW点に追加されている。こうした**政策課題に迅速に対応する企業を適切に評価することは望ましい**。

1.（1）経営事項審査

国土交通省

■ 昨今の改正事項（特にW点）に対する認知度や新規項目に対する受け止め

- 新規項目について、どの程度建設企業に認知されていると考えていますか。（一部の企業のみ／内容は多くの企業に知られている　など）
- 新規項目について、建設企業として加点を受けようというマインドになっていると考えていますか。

＜主なご意見＞

【元請・大手】

［A社］

- 昨今の改正事項については、業界団体からある程度詳しく説明があるので、**大手であれば認知度は高い**。一方で、**最近の改正事項はそこまで点数に響かない**ので、国の改正の意図ほどの効果があるかは微妙に感じている。

［B社］

- 先般の改正（自主宣言の追加、CCUSの配点見直し）については、既存項目の配点（CCUS）を15点から10点へ引き下げ、新設項目（自主宣言）について5点の配分となっており、**新設項目へ対応しないことが実質的な不利益となり、対応を検討する契機**となった。

【元請・中小】

［C社］

- 監査の受審状況や建設業経理士等は企業間の差別化につながるため、評価項目として残してほしい。
- CPDは目的や評点の計算方法が分かりにくいため、加点対象となる講習や必要単位を国土交通省が明確に示してほしい。映像受講や既存の継続教育制度との連携も望ましい。

1.（1）経営事項審査

■ 昨今の改正事項（特にW点）に対する認知度や新規項目に対する受け止め

- 新規項目について、どの程度建設企業に認知されていると考えていますか。（一部の企業のみ／内容は多くの企業に知られている　など）
- 新規項目について、建設企業として加点を受けようというマインドになっていると考えていますか。

＜主なご意見＞

【元請・ハウスメーカー】

- 経営事項審査で**加点されることだけを目的に取組（自主宣言など）を行うことはあまり想定されない**。
- 一方で、制度趣旨を踏まえると、宣言の有無が評価項目として置かれていること自体に違和感はない。宣言に要する手間や、経営事項審査以外でのメリットも踏まえ、宣言するか否かを検討することになる。

【専門工事業】

［J社（電気）］

- 改正事項について、内容を十分に理解している企業はまだ一部である印象。要件が複雑で、加点に向けて取り組むメリットも分かりにくいと感じている。費用対効果を検討する意味でも、加点への見込みを確認できるシミュレーション機能等があれば前向きに取り組むモチベーションになると感じる。
- 例えば**同業他社のスコアが簡単に分かるようになれば、競争心を生むので、そういった活用はあるかもしれない**。

1.（1）経営事項審査

国土交通省

■ 昨今の改正事項（特にW点）に対する認知度や新規項目に対する受け止め

- 新規項目について、どの程度建設企業に認知されていると考えていますか。（一部の企業のみ／内容は多くの企業に知られている　など）
- 新規項目について、建設企業として加点を受けようというマインドになっていると考えていますか。

＜主なご意見＞

【専門工事業】

［K社（空調衛生）］

- 現時点では、新たな評価項目の内容を十分に認知している企業は一部に限られると考える。
- CPDとCCUSについては、評点向上を目的として、社内でCPD単位の取得を促し、現場へのカードリーダー設置を進めた。このように、**W点の改正には企業の具体的な行動を促す効果**がある。

1.（1）経営事項審査

■ 手続き

- 申請又は審査における課題はありますか。
- 電子申請の利用状況についてご回答ください（利用しているかどうか、利用しない理由など）。
- 不要と思われる書類の有無など合理化が必要な点はありますか。
- 経営統合等を行った場合に決算期を待たず経営事項審査を受けられる仕組み（特殊経審）についてのご意見があればご回答ください（使い勝手　など）。

＜主なご意見＞

【元請・大手】

［A社］

- 電子申請は活用しておらず、**技術者名簿はExcelで管理**している。**電子申請システムに取り込めない**ため、事務負担が大きい。
- 行政機関が保有する情報が流用できると申請の手間が軽減できる。重複書類もできるだけ簡素化していただきたい。

［B社］

- 経営事項審査の申請に当たっては、工事経歴書及び技術職員名簿等の確認を要し、事務負担が大きい。各支店及び事業部門で契約内容、完成工事高及び技術者情報を確認した後、本社で再確認及び集計を行っている。
- 建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）を利用する場合であっても、**当社がExcel等で管理する工事経歴及び技術者情報との連携が十分でなく、個別入力を要する項目が多い**との認識である。社内データの一括取込み及び関係行政機関が保有する情報とのバックヤード連携を一層拡充することが望ましい。

1.（1）経営事項審査

国土交通省

■ 手続き
- 申請又は審査における課題はありますか。
- 電子申請の利用状況についてご回答ください（利用しているかどうか、利用しない理由など）。
- 不要と思われる書類の有無など合理化が必要な点はありますか。
- 経営統合等を行った場合に決算期を待たず経営事項審査を受けられる仕組み（特殊経審）についてのご意見があればご回答ください（使い勝手　など）。

＜主なご意見＞

【元請・中小】

［C社］
- 経営事項審査の有効期間と自治体の入札参加資格審査の更新周期が一致していないため、営業年数等に応じた有効期間の延長を含め、制度間の整合を検討してほしい。
- **中小企業では行政書士に任せきり**となり、経営事項審査の内容を十分に理解していない場合がある。経営状況を把握する重要な指標であるため、**企業自身が内容を確認する仕組みが必要**である。
- **特殊経審**では、**事業譲渡後の評価が従前の資格要件を下回る場合があるため、経営体制の実績や契約関係等の個別事情を考慮**できる仕組みが望ましい。

【元請・ハウスメーカー】
- 新規技術職員に関する評価対象が審査対象年度内に新たに技術職員となった者に限定されているため、審査対象年度より前に技術者資格を取得したものの、前回の申請に掲載できなかった者は、今回の申請でも新規掲載者として扱われない場合がある。評点への影響よりも、申請対象者ごとに該当の有無を確認し、対象外の者を除外する作業が実務上の負担となっている。

1.（1）経営事項審査

■ 手続き

- 申請又は審査における課題はありますか。
- 電子申請の利用状況についてご回答ください（利用しているかどうか、利用しない理由など）。
- 不要と思われる書類の有無など合理化が必要な点はありますか。
- 経営統合等を行った場合に決算期を待たず経営事項審査を受けられる仕組み（特殊経審）についてのご意見があればご回答ください（使い勝手　など）。

＜主なご意見＞

【元請・ハウスメーカー】（続き）

- 監理技術者資格者証については、必要な資格を取得していても、資格者証の変更手続が未了であり、取得済みの資格が資格者証に反映されていない場合、経営事項審査の評価対象外となることがある。技術者の能力は資格の取得により確認できるため、資格者証への記載状況ではなく、資格の保有状況に基づいて判断することが望ましい。

【専門工事業】

［J社（電気）］

- 電子申請は、権限付与などの仕組みが複雑で、紙申請と比較しても申請期間の短縮以外のメリットが分からない。サイバー攻撃等のリスクもあるところであり、それを上回るメリットがあると思えない。
- 毎年同じ書類やすでに提出済の書類については、行政機関同士のデータ連携等で重複提出を手配してくれるとありがたい。

1.（1）経営事項審査

■ 手続き

- 申請又は審査における課題はありますか。
- 電子申請の利用状況についてご回答ください（利用しているかどうか、利用しない理由など）。
- 不要と思われる書類の有無など合理化が必要な点はありますか。
- 経営統合等を行った場合に決算期を待たず経営事項審査を受けられる仕組み（特殊経審）についてのご意見があればご回答ください（使い勝手　など）。

＜主なご意見＞

【専門工事業】

［K社（空調衛生）］

- 経営事項審査では確認書類が膨大となる。**特に当社は技術職員が約1,200名いるため、資格関係書類や常勤性確認書類の収集・整理に多くの時間**を要する。
- **CSVやExcelで作成した社内データを一括で取り込める機能や、民間の経審申請ソフトから出力したデータを申請システムへ取り込む方法が明示されれば、電子申請を利用しやすくなる**。
- **特殊経審**は、会社分割等の後に決算期を待たず審査を受けられる有用な仕組みである。当社の子会社分割時に利用を検討したが、制度や適用要件が難解であったため、整備局へ相談した。**適用場面、手続、必要書類を整理した解説資料があると利用しやすい**。

1.（1）経営事項審査

■ 結果の活用状況

- 格付け以外で活用しているケースはありますか。どのようなケースがありますか。（例：協力会社に受審させるなど）
- 経営事項審査の結果については（一財）建設業情報管理センターのHPで公表を行っていますが、公表（内容や手法）に対するご意見があればご回答ください。

＜主なご意見＞

【元請・大手】

［A社］

- 経営事項審査の結果は公表されてはいるものの、会**社名を入れて1件ずつしか見ることができないので、使い勝手が悪い**。
- 協力会社については、経営事項審査の受審までは求めていない。財務の状況等の情報は別途聞いている。経営事項審査を受審させるメリットが無い以上、求めることは難しい。

［B社］

- **同業大手各社の経営事項審査結果については、公表後に比較表を作成し、各社がどの項目で評点を得ているかを確認**している。ただし、確認結果を直ちに具体的な対応へ反映しているものではない。
- 現行の公表方法では過年度の結果を継続的に比較することが困難であり、ある取組を従前から実施していないのか、途中で中止したのかを判別できない。当社では過去に各年度の結果を保存して比較しているが、利用者が個別に保存しなくても時系列で確認できる公表方法とすることが望ましい。

1.（1）経営事項審査

■ 結果の活用状況

- 格付け以外で活用しているケースはありますか。どのようなケースがありますか。（例：協力会社に受審させるなど）
- 経営事項審査の結果については（一財）建設業情報管理センターのHPで公表を行っていますが、公表（内容や手法）に対するご意見があればご回答ください。

＜主なご意見＞

【元請・中小】

［D社］

- **自社が下請として、取引実績のない元請企業と取引する際に、CIICで完工高、営業年数、財務状況等を確認し、信用リスクの把握に活用**している。

【元請・ハウスメーカー】

- 経営事項審査の結果は、もっぱら入札参加資格の取得のために利用しており、格付け以外の用途で活用していることはない。
- 経営事項審査結果が公表されていること自体、社内で強く意識されていなかった。

【専門工事業】

［E社（鉄筋）］

- 民間工事を主とする専門工事業者にとっては、経営事項審査のような公的な企業評価制度が事実上存在しないとの認識である。

1.（1）経営事項審査

■ 結果の活用状況

- 格付け以外で活用しているケースはありますか。どのようなケースがありますか。（例：協力会社に受審させるなど）
- 経営事項審査の結果については（一財）建設業情報管理センターのHPで公表を行っていますが、公表（内容や手法）に対するご意見があればご回答ください。

＜主なご意見＞

【専門工事業】

［J社（電気）］

- 協力会社の経営状況や技術力を確認するための参考資料として活用している。一方で、各項目が何を指しているのか分かりにくいので、強みや特徴が分かりやすくなるような見せ方になるといい。

［K社（空調衛生）］

- 当社は経営事項審査の結果を**同業他社とのベンチマークに用いている**。業界紙等が公表するランキングを確認し、同規模の競合企業と比較することで、**自社の強みと改善すべき項目を把握**している。
- 売上高や利益は各社の決算資料から把握できるが、**技術者数やW点の内訳は通常の財務情報だけでは把握しにくい**。このため、経営事項審査の公表結果は、**他社の人員構成や社会性に関する取組を比較する上で貴重**である。
- 評価結果を取得・未取得のみで示すと、企業間の差異が分かりにくい。**点数をそのまま公表することが過度に直接的である場合は、プラチナ、ゴールド等の複数区分で示す方法**が考えられる。星やランクを用いる場合は、各区分の判定基準も併せて公表する必要がある。

1.（2）見える化評価制度

国土交通省

■ 認知度や活用状況
- 制度について、どの程度認知されているとお考えでしょうか。
- 制度の活用状況について、見える化された情報を活用しているというケースを把握されていますか。どのようなケースで活用されていますか。

＜主なご意見＞

【元請・大手】

［A社］
- 認知度は低く、活用されていない。CCUSの手続きを所管している部署以外は認知していないと思われる。協力会社の一部は認定を受けていると聞いているが、この制度を活用していることと仕事を受注していることはあまり関係がない印象。

［B社］
- 当社は、CCUSの推進にも関与していたことから、専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度を認知している。ただし、現時点において、同制度が実務上広く活用されているとの認識はない。

【元請・中小】

［C社］
- 本ヒアリングで初めて制度を知ったため、今後の検討課題と認識している。

［D社］
- 自ら元請企業かつ技能者を抱えているため、下請となる専門工事企業を選定する場面が限られており、見える化評価制度の活用はイメージできていない。

1.（2）見える化評価制度

国土交通省

■ 認知度や活用状況
- 制度について、どの程度認知されているとお考えでしょうか。
- 制度の活用状況について、見える化された情報を活用しているというケースを把握されていますか。どのようなケースで活用されていますか。

＜主なご意見＞

【元請・ハウスメーカー】

- 見える化評価制度は**認知しているが、実際には活用していない**。
- 協力工事店が見える化評価制度を活用しているかどうかも、元請として把握していないため、協力工事店に対して、制度を活用するよう求めている状況でもない。

【専門工事業】

［E社（鉄筋）］

- 全鉄筋は他業種と比べて積極的に制度へ参画しているが、更新時期を迎えても**効果が見えにくく、会員企業の理解を得にくい**。
- 見える化制度が強制的な制度ではなく、任意の制度であることから、**評価を受ける企業は自社の評価に自信があり、結果も星三つ又は四つに集中するため、企業間の差別化につながりにくい**。
- 見える化評価制度は**公的な評価制度ではなく、専門工事業団体ごとに運用**されているため、**元請企業からは全鉄筋独自の取組として受け止められる傾向**がある。

1.（2）見える化評価制度

■ 認知度や活用状況

- 制度について、どの程度認知されているとお考えでしょうか。
- 制度の活用状況について、見える化された情報を活用しているというケースを把握されていますか。どのようなケースで活用されていますか。

＜主なご意見＞

【専門工事業】

［F社（鉄筋）］

- 見える化評価制度の**認知度はかなり低い**。**評価を受けている企業も似たような星の付き方をしているような印象**を抱いており、どういった基準で評価されているか分からないため、活用はできていないと感じている。
- 例えば、**会社の設立年も指標にあるが、会社は古ければいいというものではなく、何を本質として見るべきかが重要**である。事故を起こさないために講じている取組など、**現状の努力を評価することが重要**である。また、**安全講習を実施している、と言っても、その内容は様々**である。機動力や技術力、管理能力、財務等、現在の会社の状況を正しく理解した評価制度になるべき。
- 専門工事業にとっては、評価を参照する側の**元請ゼネコンが、評価基準をしっかり理解できていることが重要**。現状では、評価制度は認識しているものの、**値段を重要視して選定されており、十分に制度が活用されていない**印象がある。

1.（2）見える化評価制度

■ 認知度や活用状況

- 制度について、どの程度認知されているとお考えでしょうか。
- 制度の活用状況について、見える化された情報を活用しているというケースを把握されていますか。どのようなケースで活用されていますか。

＜主なご意見＞

【専門工事業】

［G社（とび）］

- 元請企業の現場所長や支店の調達担当者にも、制度を知る者はほとんどいないと感じている。業界団体の幹部層でも十分に認知されていない可能性がある。
- CCUSは元請企業が現場入場等と関連付けて登録を促したため普及した一方、見える化評価には同様の働きかけがなく、取り残されたと認識している。

［H社（左官）］

- 日左連では見える化評価制度の登録を全国的に働きかけている。一方で、日左連のうち3社しか登録していない状況。

［J社（電気）］

- 見える化評価制度の認知度はかなり低く、特に活用もされていない印象。

1.（2）見える化評価制度

国土交通省

■ 認知度や活用状況

- 制度について、どの程度認知されているとお考えでしょうか。
- 制度の活用状況について、見える化された情報を活用しているというケースを把握されていますか。どのようなケースで活用されていますか。

＜主なご意見＞

【専門工事業】

［K社（空調衛生）］

- **設備工事は見える化評価制度の認定12職種に含まれていない**ため、設備工事会社における制度の認知は十分に進んでいないと考える。
- 現状では、鉄筋工事やとび・土工工事等、**一部職種で実施されている制度として認識**するにとどまる。

1.（2）見える化評価制度

国土交通省

■ 制度へのニーズや関心

- 元請企業や一次下請企業という立場から、専門工事企業を評価する仕組みについて、活用のニーズや関心がありますか。
- ニーズや関心がある場合、どのような目的や場面で利用されることが考えられますか。

＜主なご意見＞

【元請・大手】

［A社］

- 見える化評価制度の**対象職種がかなり限定的**である点も課題であり、またあくまで**任意の制度であるので、今後も普及は難しい**と感じている。
- 昔からの付き合いで仕事につながっている会社が多いため、**特段の理由がなければ新しい会社に発注することにはならない**。協力会社を選定するときは、**これまでの付き合いの有無や、困ったときに助けてくれるか、信頼できる職長さんがいるか、等を重要視して選定**する。評価制度の**星の数だけで選定することは無いので、活用されない**のだろう。

［B社］

- **技能者の雇用・育成及び処遇改善に取り組むことはコストがかかる取り組み**であるが、**そのような取組を推進している専門工事企業が適正に評価され、受注機会等につながる制度とする必要**がある。

【元請・中小】

［C社］

- 下請企業の選定では、親方・職長の力量や従来の取引関係が重視される。民間工事では、形式的な働き方改革の取組よりも、工期に応じて柔軟に対応できる施工能力が重視される場合がある。

1.（2）見える化評価制度

■ 制度へのニーズや関心

- 元請企業や一次下請企業という立場から、専門工事企業を評価する仕組みについて、活用のニーズや関心がありますか。
- ニーズや関心がある場合、どのような目的や場面で利用されることが考えられますか。

＜主なご意見＞

【元請・ハウスメーカー】

- 協力工事店の評価については、**社内にも一定の評価基準がある**が、本社で全国一律の基準を定めているというより、エリアごとに基準や運用が異なっている。
- **仮に公的かつ統一的な評価基準があったとしても、現時点では参考程度**に見るものと考える。**制度を利用している企業が少ない**ため、実務上は**十分な判断材料になりにくい**。
- 見える化評価制度の評価項目のうち、コンプライアンスや施工能力は、当社の協力工事店に対する評価項目と共通する。一方、住宅メーカーと協力工事店との関係は専属的かつ継続的であり、一般的なゼネコンが新規の下請企業を開拓する場合とは取引構造が異なる。他社と取引関係にある協力工事店を新たに獲得するのではなく、**長年取引している協力工事店と継続的に施工することを基本としているため、現状では当社独自の評価基準で対応可能**である。
- **新規開拓**のために見える化評価を**積極的に使う場面は想定しにくい**。ただし、業界全体として担い手不足が進む中で、将来的に活用する可能性は否定できない。

1.（2）見える化評価制度

国土交通省

■ 制度へのニーズや関心

- 元請企業や一次下請企業という立場から、専門工事企業を評価する仕組みについて、活用のニーズや関心がありますか。
- ニーズや関心がある場合、どのような目的や場面で利用されることが考えられますか。

＜主なご意見＞

【専門工事業】

［E社（鉄筋）］

- 鉄骨製作工場の大臣認定グレードのように、業界横断的で、受注可能な工事に結び付く評価制度が望ましい。価格だけでなく、施工能力等を多面的に評価する必要がある。

［G社（とび）］

- 評価を受けても**受注、単価、求人等に直結する具体的なメリットがなく**、現状では費用と手間に見合わないと感じる企業が多い
- **受審企業の多くが星4**であり、通常の取組を行う**企業間の差が表れにくい**面もある。

［H社（左官）］

- 制度上**活用が任意**となっており、**星が3つ以下の場合は提示する意味があまり無い**、という現状になっている。
- 建設業全体から考えれば、制度については関心があり、あって然るべき制度。

1.（2）見える化評価制度

国土交通省

■ 制度へのニーズや関心

- 元請企業や一次下請企業という立場から、専門工事企業を評価する仕組みについて、活用のニーズや関心がありますか。
- ニーズや関心がある場合、どのような目的や場面で利用されることが考えられますか。

＜主なご意見＞

【専門工事業】

[H社（左官）]（続き）

- 左官業としては職員数も少ないことが多く、事務員1名で担当されている場合もあるため、書類を出す手間等も踏まえるとそこまでのメリットがあるかは疑問である。
- 企業規模が小さい中で、**誰がこの結果を参照するのか、仕事につながるのか**という問題。

[I社（左官）]

- 見える化評価を受けていることによる**受注、単価、人材確保等への具体的なメリットは、現時点では感じていない**。

[K社（空調衛生）]

- 当社は、見える化評価制度の創設以前から、**ISO9001の品質管理体系の中で協力会社を評価**し始めた経緯がある。財務状況、技能者数、施工実績、品質、安全管理等を評価項目としている。

1.（2）見える化評価制度

国土交通省

■ 制度へのニーズや関心

- 元請企業や一次下請企業という立場から、専門工事企業を評価する仕組みについて、活用のニーズや関心がありますか。
- ニーズや関心がある場合、どのような目的や場面で利用されることが考えられますか。

＜主なご意見＞

【専門工事業】

［K社（空調衛生）］（続き）

- 主要協力会社は固定的であり、短期間で大きく入れ替わるものではない。当社の品質・安全管理の方法を理解してもらうには相応の教育コストが必要であるため、**既存協力会社については、当社独自の評価と面談で継続的に確認**している。
- 一方、**新規協力会社を選定する際には、見える化評価制度を参考情報として活用する可能性**がある。地域によっては**既存協力会社の廃業が進み、代替となる企業の確保が課題**となるため、**公的又は客観的な評価情報があれば候補企業を絞り込みやすい**。

1.（2）見える化評価制度

国土交通省

■ 活用に向けた課題
- 見える化評価を受ける企業を増やすためにはどのような取組や措置が有効と考えられますか。
- 見える化された情報が利用されるようにするにはどのような取組や措置が有効と考えられますか。

＜主なご意見＞

【元請・大手】

［A社］

- この制度を活用することによりどのようなメリットがあるかが重要。**直轄工事においてメリットを講じていくのかどうか**。加えて、仮に直轄工事でメリットをつけたとしても、**建設投資に占める割合が多い民間工事の方が多い中で、活用されていくのかどうか**。
- 一方で**制度の活用を目的にメリットを検討することは本末転倒**である。
- そもそも、現在は、**元請より協力会社の方が立場が強い状況**になっている。協力会社が離れてしまわないように手厚く扱っている現状であり、しっかりとしている専門工事会社は、**特段の支援や評価制度を用意しなくとも市場に任せておけば自然と生き残る環境**になっている。国や有識者の中にはこういった認識が無い人が多いと感じている。
- しっかりとした専門工事企業を残していくためには、**事業承継やM＆Aをしやすくしていく施策の方が重要**。

［B社］

- 見える化評価制度は、**評価を受ける企業数及び対象職種が限られており**、元請企業が発注先を比較するための**情報基盤として十分な規模に至っていない**。評価を受けても受注に結び付かなければ、申請及び更新に要する負担のみが生じる。

1.（2）見える化評価制度

国土交通省

■ 活用に向けた課題
- 見える化評価を受ける企業を増やすためにはどのような取組や措置が有効と考えられますか。
- 見える化された情報が利用されるようにするにはどのような取組や措置が有効と考えられますか。

＜主なご意見＞

【元請・大手】

［B社］（続き）

- CCUSに実質的な意義を持たせることが重要であり、その結果として見える化評価制度の活用も進むと考える。例えば、**見える化評価制度を「専門工事企業向けの経営事項審査」に相当する仕組みとして再構成し**、建設業**許可の更新と併せて5年ごとに確認する方法**が考えられる。
- **元請企業が参照したい情報と、専門工事企業が対外的に示したい情報は必ずしも一致しない**。現行制度が企業側の取組を示すことに偏る場合、元請企業の選定実務では利用されにくい。元請企業が把握しにくい安全管理、労働災害、直接雇用する技能者の構成及び施工体制等に重点を置くことが考えられる。
- **所属技能者の人数及び能力評価レベルの公表**については、**専門工事企業から、技能者の引抜きに利用されるのではないかとの懸念**が示されてきた。一方、**能力に応じた処遇を確保する企業が受注面で評価される環境へ移行するのであれば、技能者情報を一定程度開示する必要**があり、**専門工事企業側も意識を変える必要**がある。
- **協力会社の選定において重視する事項は工事ごとに異なる**。**高難度の工事**では、**優秀な職長及び高い技能を有する者を直接雇用する企業を選定する必要性が高い**。一方、**比較的単純な工事**では、高位レベルの技能者を多数抱える高コストの企業よりも、**必要な施工能力を満たしつつ価格競争力を有する企業を選定**する場合がある。このため、**星の数のみを発注先選定の一律の基準とすることは困難**である。

1.（2）見える化評価制度

■ 活用に向けた課題
- 見える化評価を受ける企業を増やすためにはどのような取組や措置が有効と考えられますか。
- 見える化された情報が利用されるようにするにはどのような取組や措置が有効と考えられますか。

＜主なご意見＞

【元請・大手】

［B社］（続き）

- 高い能力評価を受けた技能者を直接雇用し、相応の処遇を確保する企業は、人件費等のコストが増加する可能性がある。技能者の育成及び適切な処遇に係る取組が、専門工事企業の受注機会の確保につながる仕組みが必要である。そのためには、☆を獲得した専門工事企業を下請けとする元請企業が評価されるというメリットが必要である。
- 国土交通省直轄工事等において、一定の見える化評価を受けた企業の活用を競争参加資格又は総合評価の評価要素とするなど、公共発注者が先行して活用を促進することが考えられる。例えば、特定の工事について、一定水準以上の評価を受けた専門工事企業を施工体制に含めることを参加要件又は加点要素とする方法が考えられる。
- 民間工事においても、評価の高い専門工事企業を採用する元請企業自身が評価される仕組みが必要であるが、公共工事と違って、要件化や加点措置を講ずることはハードルが想定される。そのため、例えば、一定水準以上の専門工事企業又は能力評価を受けた技能者を一定割合以上活用した建物・プロジェクトについて、「プラチナ」又は「ゴールド」等の段階別認証を付与する仕組みを創設すれば、民間発注者も関心を示すのではないか。デベロッパー等の開発事業者が認証取得を目指すこととなれば、元請企業が要件を満たす企業及び技能者を採用する動機となり、追加費用も説明しやすくなる。

1.（2）見える化評価制度

■ 活用に向けた課題
- 見える化評価を受ける企業を増やすためにはどのような取組や措置が有効と考えられますか。
- 見える化された情報が利用されるようにするにはどのような取組や措置が有効と考えられますか。

＜主なご意見＞

【元請・大手】

［B社］（続き）

- （企業の評価とプロジェクトの評価について）**高いレベルの技能者を雇用する専門工事企業を下請けとしても、当該現場にどのレベルの技能者が入ってくるのか**という点がある。また、一次会社は労務というよりも二次以下のマネジメントを行っており、**実際に職人を抱えているのは二次以下の会社**である。したがって、一次のみを評価するのではなく、誰が従事しているのかも含め、**施工体制の全体を見ることが本来は望ましい**。そういう意味でも、**個社単位で評価することには難しさ**がある。

【元請・ハウスメーカー】

- 評価を受けるためには書類作成や審査等の手間があるため、企業が負担なく、自主的に取り組める制度となることが望ましい。
- 見える化評価制度において低い評価を受けた企業が、不適格な企業として扱われ、市場から排除されることには懸念がある。**制度の評価を受けていない小規模な企業や一人親方であっても、適正に施工している事業者は存在するため、未受審企業や低評価企業が一律に不利益を受けないよう配慮**することが重要である。
- 高い評価を得た企業が、自社の施工能力や取組を示す広報手段として制度を活用することは有効である。

1.（2）見える化評価制度

■ 活用に向けた課題
- 見える化評価を受ける企業を増やすためにはどのような取組や措置が有効と考えられますか。
- 見える化された情報が利用されるようにするにはどのような取組や措置が有効と考えられますか。

＜主なご意見＞

【専門工事業】

［F社（鉄筋）］

- 企業として最低限確保すべき管理能力や経営状況等、**一定の基準を国交省で設定し、それを超えた企業は優良な業者として認定する仕組み**とした方がよいのではないか。
- 評価項目について、工事高等では小規模な企業が評価されなくなってしまうので望ましくない。**技術者や資格者の割合も指標としては適切ではなく、小規模な業者は割合が高くなり大規模な業者は新卒者も多いため割合が低くなる傾向**になる。会社として品質保持や安全確保のために**どのような取組・活動を行っているのかを正しく評価**しつつ、**一定期間ごとに見直しを行い適切に反映される仕組み**にするべきである。一方でそれら取組を何をもって判断するかという点は課題である。
- 例えば、**国交省が定める基準をクリアした業者**には**評価済のマークや登録番号を付記できるようにする等の工夫で、認知度が向上**していくことも考えられる。
- また、建設業**許可の際にあわせて見える化評価を行うというようなやり方**もあるのではないか。

1.（2）見える化評価制度

■ 活用に向けた課題
- 見える化評価を受ける企業を増やすためにはどのような取組や措置が有効と考えられますか。
- 見える化された情報が利用されるようにするにはどのような取組や措置が有効と考えられますか。

＜主なご意見＞

【専門工事業】

［G社（とび）］
- **CCUSと同様**に、**元請企業が契約や現場入場の条件として一定以上の評価を求めれば普及す**ると考える。ただし、急に必須化すると対象企業が不足して現場が止まるおそれがある。
- **公共工事から先行**し、**元請企業に対して、一定数以上の一次下請に見える化評価を取得した企業を使うことを要件又は加点項目**とする方法が考えられる。

［H社（左官）］
- 事業規模で振り分けて技術力を適切に評価する仕組みとなれば、古参の畳屋さん、瓦屋さん、宮大工さん等にとっては良いと思う。
- **元請のゼネコンから提示するよう働きかけられれば進んでいく**と思われる。元請がしっかり活用すれば、左官業者にとっても仕事の受注につながるというメリットが期待されるが、そういったメリットがすぐには発現しないことも想定されるため、**仕事受注以外の更なるメリット（左官業者にとっての）も必要**である。

1.（2）見える化評価制度

■ 活用に向けた課題
- 見える化評価を受ける企業を増やすためにはどのような取組や措置が有効と考えられますか。
- 見える化された情報が利用されるようにするにはどのような取組や措置が有効と考えられますか。

＜主なご意見＞

【専門工事業】

［I社（左官）］

- 見える化が浸透していれば、元請が下請を新規開拓する際にアピールポイントになるし、同業他社との差別化につながると思う。そのために、**見える化評価を受けている企業を使うことを、国からも推奨**してほしい。
- 他社との差別化という意味で、**品質・安全や職人への負担軽減に取り組む企業として表示**され、それが民間発注者においても優遇されるような仕組みとなれば、有効と思う。

［K社（空調衛生）］

- 制度を普及させるには、まず**対象業種を増やし**、多くの建設企業が**自社に関係する制度として認識できるようにする必要**がある。
- 「見える化評価制度」という名称では、**経営事項審査とは別の任意制度に見える**。技能者を雇用する企業についても、**経営事項審査の技能者版又は企業評価制度の技能者版**として、**共通の制度体系に位置づける方が理解しやすい**。

1.（2）見える化評価制度

■ 活用に向けた課題
- 見える化評価を受ける企業を増やすためにはどのような取組や措置が有効と考えられますか。
- 見える化された情報が利用されるようにするにはどのような取組や措置が有効と考えられますか。

＜主なご意見＞

【専門工事業】

［K社（空調衛生）］（続き）

- 経営事項審査は行政による公的な評価である一方、**見える化評価は業界団体が評価**を行うため、**評価主体と対象企業の関係が近く、客観性に疑問を持たれる可能性**がある。評価の公平性を確保するには、**公的な制度上の位置づけ**と、**CCUS等の客観データの活用が重要**である。
- CCUSには、技能者の資格、能力レベル、就業履歴等が既に登録されている。新たな評価制度ごとに同じ情報を再入力させるのではなく、CCUSの登録情報を自動的に参照し、不足項目のみを追加提出する仕組みが望ましい。
- **任意のインセンティヴだけで受審企業を増やすことは難しい**。制度の必要性を個別に説明する負担が大きいため、**一定規模以上の企業に受審を義務づける**、又**は公共工事で活用条件とする**方が普及しやすい。

1.（３）建設業許可

国土交通省

■ 対象工事

- 中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（令和５年９月１９日）では、「（略）建設業の許可を要しない小規模工事について、それらに従事する者も含めた実態把握や適切な管理方策のあり方（略）といった事項についても、それぞれの実態把握やあるべき方向性について、今後検討を行っていくことが望ましい。」とされていますが、どのような対応策が有効と考えられますか。

＜主なご意見＞

【元請・大手】

［A社］

- 対象工事の500万円の要件に関して、例えば一人親方が一年仕事を受注しても500万円を超過することはあまり想定されないが、2～3人程度の規模であればほぼ超過することになる。そういった企業に限って法令違反や労働災害が発生するおそれがあるため、**登録制か許可制か、いずれの方法でしっかりコントロールしてもらえるのであればありがたい**。

［B社］

- 許可を有しない事業者を施工体制から一律に排除した場合、**施工体制の確保に支障を生じる可能性**がある。
- 建設業許可を有しない事業者は、一次下請よりも下位の施工体制に含まれる場合が多く、元請企業が詳細を把握し切れないことがある。連絡が取れない場合又は下請代金の不払に関する相談が生じた場合、元請企業が当該事業者の実態を確認することは容易でない。

1.（３）建設業許可

国土交通省

■ 対象工事

- 中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（令和５年９月１９日）では、「（略）建設業の許可を要しない小規模工事について、それらに従事する者も含めた実態把握や適切な管理方策のあり方（略）といった事項についても、それぞれの実態把握やあるべき方向性について、今後検討を行っていくことが望ましい。」とされていますが、どのような対応策が有効と考えられますか。

＜主なご意見＞

【元請・中小】

［C社］

- 許可不要となる金額基準は現行のままでよい一方、工事を分割して1件当たり500万円未満とする事業者や、施工体制の実態がない事業者への対応が必要である。自治体による運用や確認基準の差も抑えるべきである。

［D社］

- 地方公共団体の入札によっては、実態の乏しい管理会社や設立間もない企業でも参入できてしまっている。実際の雇用、施工体制、機械保有、営業年数等を確認し、不適格な事業者の参入を抑制することが必要である。

1.（３）建設業許可

国土交通省

■ 対象工事

- 中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（令和５年９月１９日）では、「（略）建設業の許可を要しない小規模工事について、それらに従事する者も含めた実態把握や適切な管理方策のあり方（略）といった事項についても、それぞれの実態把握やあるべき方向性について、今後検討を行っていくことが望ましい。」とされていますが、どのような対応策が有効と考えられますか。

＜主なご意見＞

【元請・ハウスメーカー】

- 建設業許可を要しない小規模工事についても、一定の管理を行うことは望ましい。一方で、**現在の建設業許可要件である財産的基礎、経営能力等を小規模事業者に一律に適用することは難しい**。
- 誠実性や欠格要件については、小規模事業者であっても一定の基準を設け、該当の有無を確認することは可能である。
- 建設業許可制度の対象を現在は許可を要しない小規模工事にまで拡大する場合には、一般建設業許可に係る財産的基礎の金額水準を引き下げることや、経営業務管理責任者に求める経験期間を短縮することなど、**小規模事業者でも対応可能な要件を設定することが有効**である。

1.（３）建設業許可

国土交通省

■ 対象工事

- 中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（令和５年９月１９日）では、「（略）建設業の許可を要しない小規模工事について、それらに従事する者も含めた実態把握や適切な管理方策のあり方（略）といった事項についても、それぞれの実態把握やあるべき方向性について、今後検討を行っていくことが望ましい。」とされていますが、どのような対応策が有効と考えられますか。

＜主なご意見＞

【専門工事業】

[E社（鉄筋）]

- 一人で施工する場合も含め、建設業に従事する事業者には、**原則として建設業許可の取得を求めることが望ましい**。許可を必須とすることで、実態が把握しにくい一人親方等を把握し、適切に管理しやすくなると考える。
- 基準となる請負代金500万円について、材料費を含めた取扱いを明確にし、実態を確認できる仕組みが必要である。

[G社（とび）]

- 人命や安全に関わる業種であるため、**許可制度は厳格であるほどよい**。

1.（３）建設業許可

国土交通省

■ 対象工事

- 中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（令和５年９月１９日）では、「（略）建設業の許可を要しない小規模工事について、それらに従事する者も含めた実態把握や適切な管理方策のあり方（略）といった事項についても、それぞれの実態把握やあるべき方向性について、今後検討を行っていくことが望ましい。」とされていますが、どのような対応策が有効と考えられますか。

＜主なご意見＞

【専門工事業】

［H社（左官）］

- 小規模な専門工事会社は許可対象外となっているが、それにより所在が分からなかったり、良くない動きをしたりする可能性があるため、**所在や代表者等の情報を申請し、小規模であっても建設業を営む場合は許可の取得を求める方向が良い**と感じる。

［I社（左官）］

- 許可を要しない小規模工事については、品質のばらつきや、施工の適正性をどのように確保するのかという点に疑問を感じる。

［J社（電気）］

- 小規模工事であっても、施工品質や安全管理、法令順守は確保すべきであり、**最低限の届出制度はあっていい**と思われる。

1.（３）建設業許可

国土交通省

■ 対象工事

- 中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（令和５年９月１９日）では、「（略）建設業の許可を要しない小規模工事について、それらに従事する者も含めた実態把握や適切な管理方策のあり方（略）といった事項についても、それぞれの実態把握やあるべき方向性について、今後検討を行っていくことが望ましい。」とされていますが、どのような対応策が有効と考えられますか。

＜主なご意見＞

【専門工事業】

［K社（空調衛生）］

- 物価上昇が続いているものの、**許可を要しない工事の請負代金額を500万円未満とする現行基準は、当面維持すべき**である。**基準額を引き上げると、建設業許可を持たない事業者が施工できる工事の範囲が広がり、施工品質や安全管理を十分に確認できない事業者が増える懸念**がある。

1.（3）建設業許可

国土交通省

■ 要件

- 建設業を取り巻く状況や今日的な課題（物価上昇、事業承継、人材育成、DX推進など）からみて、課題や改善すべき点はありますか。

＜主なご意見＞

【元請・大手】

［A社］

- 経管要件については、**個人の5年以上の経験に依存する**、というのは成り手を見つけるのが難しい場合があり、それで許可を失うことの**リスクはある**と思っている。後継ぎで自分の子供に継がせる場合であっても、経営者にするには時間を要するので、その点も課題である。
- 社会保険については、偽装一人親方の是正という意義はあると感じるが、いきなりの導入は難しい。
- **人材育成やDXに関して、建設業許可の要件かというと疑問**である。建設業許可はそもそも不適格な業者を排除することが目的なのであれば、趣旨にそぐわない。新規参入を妨げるおそれもある。

【元請・中小】

［C社］

- 形式的な要件だけでなく、実際の経営能力・施工能力を確認すべきである。
- 営業所技術者等が実際に担う業務を確認した上で、常勤・専任要件の必要性を検討してほしい。国家資格者を特定の営業所や現場に固定することは、中小企業にとって負担が大きい。

1.（3）建設業許可

国土交通省

■ 要件
- 建設業を取り巻く状況や今日的な課題（物価上昇、事業承継、人材育成、DX推進など）からみて、課題や改善すべき点はありますか。

＜主なご意見＞

【元請・中小】

［D社］
- ICT施工等は生活道路や上下水道の維持・緊急工事では活用場面が限られ、コストも高いため、DXの取組を一律に求めるべきではない。

【元請・ハウスメーカー】
- 現行の許可要件について、協力会社から特段の課題として聞いているものはない。

【専門工事業】

［E社（鉄筋）］
- **CCUSは国が推進する業界共通の仕組みであり、建設業を営む上での必須要件として位置付けることが望ましい**。所属技能者のうち能力評価を受けた者の割合や、各レベルの技能者の保有割合等を評価・加点するなど、登録の有無から一段進んだインセンティブ設計が必要である。

1.（3）建設業許可

■ 要件

- 建設業を取り巻く状況や今日的な課題（物価上昇、事業承継、人材育成、DX推進など）からみて、課題や改善すべき点はありますか。

＜主なご意見＞

【専門工事業】

［F社（鉄筋）］

- 要件について、DX推進は業界的にトレンドとなっているが、推進していることと良い会社かどうかは別問題であり、DXの取組によりそのような管理を行っているかが重要。場合によっては人が直接動いた方が効率的な場合もあり、**一概にDX推進のみで是とは言えない**と考えているので、しっかり現状を評価することが重要である。
- **建設業許可の要件に、キャリアアップシステム登録を位置づけることも良い**と思う。

［G社（とび）］

- 現行要件について特段の課題は感じていない。
- （人材育成やDXを許可の要件にすることについて）当社では取り組んでいるので問題ないが、**多数の、特に地方の企業では基準を満たせなくなるおそれ**があるのではないか。

1.（3）建設業許可

国土交通省

■ 要件
- 建設業を取り巻く状況や今日的な課題（物価上昇、事業承継、人材育成、DX推進など）からみて、課題や改善すべき点はありますか。

＜主なご意見＞

【専門工事業】

［H社（左官）］
- 許可要件については、ハードルを上げすぎず、新規参入しやすい制度体系となっていることが望ましい。

［I社（左官）］
- 建設業許可の要件について、人材が現在一番の課題であり、**人材育成の観点を許可要件に入れられるとよい**。人材育成は喫緊の課題。

［J社（電気）］
- **経営業務管理責任者の事業は、事業承継のネック**になっている。財産要件等についても物価上昇の実態にあわせて柔軟な見直しが必要である。

1.（3）建設業許可

■ 要件
- 建設業を取り巻く状況や今日的な課題（物価上昇、事業承継、人材育成、DX推進など）からみて、課題や改善すべき点はありますか。

＜主なご意見＞

【専門工事業】

［K社（空調衛生）］
- 一人親方を含む**小規模事業者を、今後どのような事業形態へ誘導するかが課題**である。
- 例えば5人規模の会社が連携・統合して50人規模となるなど、**共同化や組織化によって資金力、雇用管理、人材育成の基盤を強化する方向へ誘導する必要**がある。
- 現行制度では、企業規模や工事内容が大きく異なるにもかかわらず、スーパーゼネコンから地域の工務店まで同じ建設業許可の枠組みで管理されている。特定建設業と一般建設業の区分に加え、建築・土木、住宅・非住宅、企業規模等に応じて許可区分を細分化する考え方もあり得る。
- **財産的基礎要件の金額は長期間見直されておらず、現在の物価水準や事業運営に必要な資金額と比べて低い**。許可業者に求める資本力・資金力の要件は見直す余地がある。
- 経営業務管理責任者の要件については、当社でも要件を満たす人材を確保するため、計画的な配置転換や職務経験の付与が必要であった。
- **後継者不在を理由に廃業を検討する企業は増えており**、許可要件に限らず、**事業承継全体を支援する必要**がある。

1.（3）建設業許可

国土交通省

■ 手続き
- 申請又は審査における課題はありますか。
- 電子申請の利用状況（利用しているか、利用していない理由など）についてご回答ください。
- 不要と思われる書類の有無など合理化が必要な点はありますか。

＜主なご意見＞

【元請・大手】

［A社］
- 書類が多く、手続き簡素化が望ましい。
- 電子申請は活用しており、利便性は向上していると思う。行政機関で把握している情報であればシステム連携で簡素化につなげて欲しい。**過去の届出の再利用ができると事務手続き上は負担軽減**となる。

［B社］
- 建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）について、当社の運用上は、**過去の申請情報を十分に再利用できず、営業所又は営業所技術者等の変更時に再入力を要する項目が多いとの認識**である。例えば、特定の営業所又は一人の営業所技術者等のみを変更する場合であっても、関連項目を広範に入力し直す必要がある。既存情報を呼び出し、変更箇所のみを入力できる仕組みの拡充が望ましい。
- 既に提出した書類又は行政機関が保有する情報については、JCIPのバックヤード連携を更に拡充し、重複提出を抑制することが望ましい。

1.（3）建設業許可

国土交通省

■ 手続き
- 申請又は審査における課題はありますか。
- 電子申請の利用状況（利用しているか、利用していない理由など）についてご回答ください。
- 不要と思われる書類の有無など合理化が必要な点はありますか。

＜主なご意見＞

【元請・ハウスメーカー】
- 建設業許可の電子申請システムについては認識しているが、出力・作成できる書類が限定されている。提出書類が網羅的に電子化されていれば、電子対応を検討しやすい。
- 現状では、営業所技術者等の一覧表の作成等について手作業で対応しており、時間を要している。この部分が電子化されれば、会社としても電子申請へ移行しやすくなる。

【専門工事業】

［K社（空調衛生）］
- 建設業許可の申請・審査そのものについて、特段の課題はない。近年は確認書類が簡素化され、従来と比較して利用しやすくなっている。
- 建設業者・宅建業者等企業情報検索システムは、変更届提出後の情報反映に時間を要する。届出受理後は、可能な限り速やかに公表情報へ反映してほしい。
- 経営事項審査と比較すると、建設業許可の手続負担は相対的に小さい。**特に大手企業では、多数の技術職員について資格・常勤性を個別に確認する経営事項審査の方が負担は大きい**。

2. 企業評価に対するニーズ等について

2.（1）現状

■ 取引先（下請）や協力会社の選定

- 何を評価して取引先（下請）や協力会社を選定しているか、ご教示ください。
- 最優先されるのは価格ですか。
- 価格以外を評価している場合、何を評価していますか。
- 選定の判断に当たって、どのような情報を把握・収集していますか。
- その際、どのような手法やツールを用いていますか。どのくらい時間やコストを要していますか。
- 情報の把握や収集にあたって課題などはありますか。
- 協力会に所属している企業を優先するような社内の取り決めはありますか。
- 取引先や協力会社が社会保険未加入やコンプライアンス上問題のある企業であることが判明した場合、どのように対応していますか。
- 評価の高い専門工事企業に対して、単価で優遇するなどの措置を講じていますか。
- 現場の難易度が高い、工期が厳しいなどの条件がある場合にも、相見積もりをしますか。その場合、選定の判断に当たって最優先されるのはどのような項目ですか。

＜主なご意見＞

【元請・大手】

［A社］

- 安全管理、環境管理、施工技術、品質管理、工程管理、施工体制の構築、これらを**総合的に評価**して選定しており、**価格を最優先しているわけではない**。
- 付き合いがある**協力会社は社内でデータベース化**されている。**どこにどういう職長さんがいて、どういった対応をしたか、という点を一覧化して管理**している。全社的な共通データベースであり、工事が終わった後など、都度、**現場所長が更新して**いる。**情報の把握・収集に関する課題感はそこまで無い**。所長によって情報を入れる運用がばらつくことはあるが、その点を改善しさえすればデータベースは選定上の情報として十分成り立つものだと考える。
- **協力会に所属している企業だけを優遇することは特にない**が、**結果的には、付き合いが長い企業が協力会に所属し信頼もあるので仕事を優先的に発注することが多い**。

■ 取引先（下請）や協力会社の選定

＜主なご意見＞

【元請・大手】

［B社］

- 新規取引に当たっては、**経営状況、保有資格、会社概要、工事経歴、安全管理に関する情報及び業界内の評判等を確認し、一定の審査を実施**し、その**スクリーニングを行った企業には取引コードを付与**している。**その中の一部の企業には協力会に所属**いただいている。
- 協力会社の選定に当たっては、価格のみならず、工事の難易度、工期、品質確保、安全管理、過去の施工実績及び他社との取引状況等を**総合的に勘案**する。例えば、大手建設会社との継続的な取引実績は、一定水準の施工体制及び安全管理の下で業務を遂行してきたことを確認する際の参考情報となる。
- 必要に応じて、**帝国データバンクや東京商工リサーチ等の情報も活用**している。ただし、そのような情報のみでは把握できない事項も多く、継続的な取引実績及び現場における対応状況を重視している。
- **安全に関する情報、とりわけ他社の工事現場における労働災害及び休業災害の発生状況は、通常の取引情報から把握することが困難**であるため、申告対象、対象期間及び災害の範囲を明確にした上で申告を義務化し、**公的な仕組みにより確認可能となれば、協力会社選定に有用**である。
- **協力会に属する協力会社**とは、案件情報の共有及び日常的な情報交換の機会が多い。**価格が相対的に高い場合であっても、安定的な協力関係及び過去の施工実績を踏まえ、繁閑を通じて一定の発注量を確保する場合**がある。また、**技能者向け教育訓練施設の利用、新規入職者研修及び資格取得支援等を実施**している。例えば、教育訓練施設を活用した新規入職者研修の実施及び資格取得の支援を行っている。

■ 取引先（下請）や協力会社の選定

＜主なご意見＞

【元請・中小】

［C社］

- 新規取引先は企業情報を確認した上で、**価格よりも工期内の品質確保と安全を重視して選定**している。過去の無事故実績、安全講習会への参加状況、熟練工の人数、動員力、機動力、自主検査体制等を確認している。
- 専門工事企業には多能工も多いため、**星の数等の形式的な評価のみで一律に判断することには否定的**である。**直営技能者を雇用し、緊急時に人員や建設機械を迅速に出せることも重要な評価要素**である。

［D社］

- 一般土木の元請企業であるため、経営環境により下請に入る場合であっても、通常は既知の同業者・地域の仲間との取引が中心であり、**新たな下請・協力会社の選定を行う機会は少ない**。
- なお、**取引実績のない企業の下請に入る場合**には、**経審の結果や民間の信用情報（東京商工リサーチ等）により財務・信用情報を確認**することがある。

■ 取引先（下請）や協力会社の選定

＜主なご意見＞

【元請・ハウスメーカー】

- 協力工事店の選定基準を本社が全国一律に定めているわけではないが、当社は**品質及び安全を最も重視**している。法令遵守及びコンプライアンスの状況も含め、**各要素を総合的に勘案**して協力工事店を選定している。
- 協力工事店については、**帝国データバンク等の信用調査情報を活用**し、経営状況や事業継続上のリスクを定期的に把握している。借入金が過大であるなど、経営上の懸念が認められる場合には、関係する事業所に注意喚起を行うことがある。
- 協力工事店（工務店）の規模は様々である。会社に社員大工を抱える工事店もあれば、工事店に紐づく一人親方や個人事業主もいる。
- **各事業所が現場を管理しており、安全指導や品質確認を行っている**。労災事故が発生した場合は本社にも報告が上がるため、事故の有無も把握している。
- 協力工事店の基本情報は、**自社独自のデータベースに登録**されている。ただし、**情報の正確性や最新性をどこまで確保できているかは課題**であり、できるだけ早く更新する取組を進めている。
- **評価の高い協力工事店**であることを理由に、**通常の契約単価を引き上げる運用は行っていない**。一方、**年間の施工実績等に対する評価に基づき、報奨金を支給**する場合がある。

■ 取引先（下請）や協力会社の選定

＜主なご意見＞

【専門工事業】

［E社（鉄筋）］

- 当社が選ばれている主な理由は、スーパーゼネコンの一次下請として蓄積した実績と施工能力への信頼である。
- 経営の安定性を十分に判定できず、経営状況に懸念がある企業でも高い評価を得る可能性があるため、財務状況をより明確に評価することが望ましい。
- 極端な価格競争を求める元請企業とは取引しない。
- 鉄筋工事では、**配置可能な人数、専属に近い協力会社の有無、施工規模、品質管理の状況、元請企業による配筋検査の結果及び指摘への対応状況**を確認している。**新規の協力会社**には**小規模な現場から段階的に施工を依頼**し、その能力を確認している。
- 過去の実績だけでなく、現在の施工実績、職長の力量及び作業員の構成を確認している。

［F社（鉄筋）］

- **重層下請構造はコミュニケーションがとりにくく、管理も行き届かない**ので、課題が多い。**こうした仕組みはやめるべき**である。
- 協力会社は小規模のところが多く、4～5人程度の規模。**小規模な企業は経費がかなり小さくなり、十分に施工できないにも関わらず見積もりで有利に働く場合がある点も課題**である。

■ 取引先（下請）や協力会社の選定

＜主なご意見＞

【専門工事業】

［G社（とび）］

- 最優先するのは施工力、安全、技術であり、価格が安いことだけを理由に採用することはない。
- 協力会社には、元従業員が独立した会社や、長年一緒に働いて経営者・職長の性格、技術、安全意識を把握している会社が多い。新規に必要となる場合も、信頼できる同業者等から紹介を受け、まず応援要員として自社の施工班に加え、数年、場合によっては5年程度、複数現場で施工状況を確認した後に現場を任せる。
- 会社概要、紹介経緯、施工実績、反社会的勢力排除に関する契約書、会社登記、建設業許可、作業員名簿、工事経歴、社会保険加入証明、決算報告、労災保険、資格証、健康診断結果等、多数の書類を提出させる。
- 自社様式に基づき協力会社から直接資料を提出させ、日常の現場での施工状況と併せて判断する。
- 当社が協力会社に求める情報と見える化評価の項目は大きくは異ならない。

［H社（左官）］

- （元請企業から自社が選ばれるという観点で見ると、）左官業全体としては人手不足であり、確実に施工ができるかどうか、という観点で選ばれているのだろう。

■ 取引先（下請）や協力会社の選定

＜主なご意見＞

【専門工事業】

［H社（左官）］（続き）

- （自社が2次下請を選ぶという観点で見ると、）技術力という点では、**段取りがうまい会社・職人を選定**している。**職長さんが適格に判断**して、**躯体業者と仕上業者との調整を上手にやっているかどうか**、という能力が重要。**基本的にはCCUSのゴールド、シルバーの方はそういった捌きが上手な印象**を持っているが、これは**実際に働きぶりを見れば分かる**話。

［I社（左官）］

- 協力会社の施工力等を数値で一律に評価するというより、**長年の付き合い**を通じて、実際に仕事ができるか、こちらの意図を理解し、安全・品質を確保しながら施工を完遂できるかを**経験値で判断**している。

［J社（電気）］

- **施工実績や技術力、安全管理、動員力、信用力などを総合的に勘案**して選定しており、**価格は二の次**になることが多い。
- 企業が選ばれる際の観点として、近年は**ある程度の技術力さえあればどこでも構わない、というマインドになっている印象**を受けている。そのような売り手市場の中で、**こういった評価制度にどこまで意味があるのかは疑問**である。ある程度の実績さえあれば、引く手数多で仕事が来る状況であり、評価結果をあまり気にしていない。

■ 取引先（下請）や協力会社の選定

＜主なご意見＞

【専門工事業】

［J社（電気）］（続き）

- 技術力や品質は選定時に重要視したい点だが、それを**何を評価してランク分けするのかが難しい**ため、結局**過去の付き合いや実績が重要視されている状況**になっている。
- 加えて、4週8閉所が確保できない企業についても断っている。

［K社（空調衛生）］

- 協力会社の選定では、**価格、同種工事の施工実績と品質、必要な時期に必要な人数を配置できる動員力を評価**している。
- 現在は工事量が多いため、施工品質を確保できる**技能者を工期に合わせて配置できるかが最優先**である。価格が適正であっても、必要な時期に入場できなければ発注できない。
- 施工実績は品質に直結する。同種工事の経験が豊富な会社であれば施工上の留意点を理解しているが、初めて担当する会社では品質確保のための確認や指導が増える。
- 協力会社は**年度末に定期評価**している。**各現場所長が、施工品質、安全管理、現場パトロールの実施状況、経営者の姿勢等を確認シートに記入**し、本社で取りまとめる。
- 定期評価に加え、近年は**各拠点長が協力会社と直接面談**し、経営上・施工上の課題を確認している。**書面だけでは把握しにくい実情や要望を確認**することが目的である。

■ 取引先（下請）や協力会社の選定

＜主なご意見＞

【専門工事業】

[K社（空調衛生）]（続き）

- 社会保険未加入や法令違反等が判明した場合は、基本契約に基づき是正を求め、対応結果の報告を受ける。重大な違反又は是正されない違反については契約解除の対象となる。

2.（2）評価の対象

国土交通省

■ 民間工事を対象とした評価について

- 現行の評価制度では、「民間工事の元請企業」を念頭においた評価制度はありませんが（建設業許可を除く）、仮に、「民間工事の元請企業を（も）対象とした評価の仕組み」がある場合、活用のニーズがありますか。
- ニーズがある場合、どのような目的や場面で利用されることが考えられますか。

＜主なご意見＞

【元請・大手】

［A社］

- 民間発注者側にニーズがあるかどうか。
- 民間発注者は元請になり得る会社の情報をよく把握しているので、仮にこのような仕組みがあっても参考にしにくいのではないか。

［B社］

- 最終利用者が存在する分譲マンション、再開発事業又は公共性の高い建築物等において、発注先を検討する際の補足情報となる可能性がないわけではないが、一般的には、これまでのつきあいなどから元請企業が選定されているので、極めて限定的ではないかと考えられる。
- むしろ、民間工事においては、個社単位の評価よりも、一定水準の企業及び技能者を活用したプロジェクトを認証する仕組みの方が実効性を持つ可能性がある。

2.（2）評価の対象

国土交通省

■ 民間工事を対象とした評価について

- 現行の評価制度では、「民間工事の元請企業」を念頭においた評価制度はありませんが（建設業許可を除く）、仮に、「民間工事の元請企業を（も）対象とした評価の仕組み」がある場合、活用のニーズがありますか。
- ニーズがある場合、どのような目的や場面で利用されることが考えられますか。

＜主なご意見＞

【元請・中小】

［C社］

- 民間工事では、各種認証や形式的な働き方改革の取組よりも、工期に応じて柔軟に対応できる施工能力が重視される場合があるため、**発注者が実際に何を評価しているかを把握する必要**がある。

【元請・ハウスメーカー】

- 現状、評価制度の結果を用いて協力会社等を判断しているわけではない。仮に民間工事の元請企業を対象とする評価制度や、業態を限定しない横断的な評価制度ができたとしても、当社としては参考程度に見るものと考える。
- 住宅メーカーの協力工事店との関係は、長期的・継続的な関係を前提としており、制度上の評価だけで取引先を選ぶものではない。既存の社内基準や日常の施工実績、品質・安全面の状況を踏まえて判断することになる。

2.（2）評価の対象

■ 民間工事を対象とした評価について

- 現行の評価制度では、「民間工事の元請企業」を念頭においた評価制度はありませんが（建設業許可を除く）、仮に、「民間工事の元請企業を（も）対象とした評価の仕組み」がある場合、活用のニーズがありますか。
- ニーズがある場合、どのような目的や場面で利用されることが考えられますか。

＜主なご意見＞

【専門工事業】

［E社（鉄筋）］

- 行政が施工業者の選定にも踏み込まなければ、曖昧な立場の事業者や低価格の事業者が選ばれ、適正な労務費を確保しにくい。建設業許可や業者選定の仕組みを例外の少ない形で整備し、公的関与を強めることが望ましい。

［J社（電気）］

- 民間工事を対象とした評価、活用ニーズはあると考える。施工実績や信用力を客観的に確認する資料として利用できる。

［K社（空調衛生）］

- 国が企業の信頼性を客観的に評価する仕組みがあれば、民間施主に対する有力な訴求材料となる。

2.（2）評価の対象

■ 民間工事を対象とした評価について

- 現行の評価制度では、「民間工事の元請企業」を念頭においた評価制度はありませんが（建設業許可を除く）、仮に、「民間工事の元請企業を（も）対象とした評価の仕組み」がある場合、活用のニーズがありますか。
- ニーズがある場合、どのような目的や場面で利用されることが考えられますか。

＜主なご意見＞

【専門工事業】

［K社（空調衛生）］（続き）

- 当社は長年取引する顧客からの継続受注が多い一方、**近年はホームページを通じた新規顧客からの問い合わせも増えている**。**新規顧客は既存の取引関係を持たず、検索結果等を基に発注候補を選ぶため、公的評価を一覧できる仕組みがあれば、企業の信頼性を判断しやすい**。
- **発注者が評価一覧を参照して上位企業へ問い合わせるようになれば、受注者側にも評価向上へ取り組む動機が生じる**。評価結果は営業上の訴求だけでなく、自社の改善項目を把握する指標としても活用できる。

2.（2）評価の対象

国土交通省

■ 業態（元請／専門工事）を限定しない横断的な評価について

- 現行の評価制度は、経営事項審査は公共工事の元請企業を対象とするなど、業態ごとに構築されていますが（建設業許可を除く）、仮に、「業態（元請／専門工事）を限定しない横断的な評価の仕組み」がある場合、活用のニーズがありますか。
- ニーズがある場合、どのような目的や場面で利用されることが考えられますか。

＜主なご意見＞

【元請・大手】

［A社］

- 許可業種でさえ29業種あり、**横断的な評価というのは難しい**のではないか。
- 横断的な仕組みよりも、（現状は別として）**「見える化評価」のように業態を限定する方が良いのではないか**。

［B社］

- 職人いきいき宣言やパートナーシップ構築宣言のように、**何らかの取組の意義を高めるといった程度の実用性しか生み出さないのではないか**。

2.（2）評価の対象

国土交通省

■ 業態（元請／専門工事）を限定しない横断的な評価について

- 現行の評価制度は、経営事項審査は公共工事の元請企業を対象とするなど、業態ごとに構築されていますが（建設業許可を除く）、仮に、「業態（元請／専門工事）を限定しない横断的な評価の仕組み」がある場合、活用のニーズがありますか。
- ニーズがある場合、どのような目的や場面で利用されることが考えられますか。

＜主なご意見＞

【元請・中小】

［C社］

- 業種ごとに慣行や事業特性が大きく異なるため、**元請企業と専門工事企業等を同じ基準で比較することは困難**である。

［D社］

- 工事の施工を実際に担っているのは、管理業務が中心の元請企業ではなく、直営の技能者・機械を抱えて実施工を担う中小企業である。元請企業と専門工事企業を一律に横断評価するのではなく、**区分して評価することが必要**である。
- 企業規模や業態が異なる企業を同一尺度で比較せず、規模・役割に応じた評価体系とすることが重要である。

【元請・ハウスメーカー】

- 業態を横断する評価制度についても、活用するとしても参考情報にとどまる。元請、専門工事企業、一人親方、家族経営の小規模事業者では、事業規模や役割が大きく異なるため、**同一の尺度で単純に比較することには慎重であるべき**である。

2.（2）評価の対象

国土交通省

■ 業態（元請／専門工事）を限定しない横断的な評価について

- 現行の評価制度は、経営事項審査は公共工事の元請企業を対象とするなど、業態ごとに構築されていますが（建設業許可を除く）、仮に、「業態（元請／専門工事）を限定しない横断的な評価の仕組み」がある場合、活用のニーズがありますか。
- ニーズがある場合、どのような目的や場面で利用されることが考えられますか。

＜主なご意見＞

【専門工事業】

［E社（鉄筋）］

- 業態を限定しない横断的な評価制度にはニーズがある。公共工事の元請企業を対象とする**経営事項審査の考え方を民間工事や専門工事企業にも広げ**、**一定の評価を満たさなければ受注できない仕組み**とすることが考えられる。

［F社（鉄筋）］

- 評価は、**基準を満たす企業かそうでないかの二択だけでよく**、それ以上の要素は各会社が自らの評価軸で判断すればよい。
- また、仕事を発注するユーザーにも制度の趣旨や目的、詳細を周知することが重要である。

2.（2）評価の対象

■ 業態（元請／専門工事）を限定しない横断的な評価について

- 現行の評価制度は、経営事項審査は公共工事の元請企業を対象とするなど、業態ごとに構築されていますが（建設業許可を除く）、仮に、「業態（元請／専門工事）を限定しない横断的な評価の仕組み」がある場合、活用のニーズがありますか。
- ニーズがある場合、どのような目的や場面で利用されることが考えられますか。

＜主なご意見＞

【専門工事業】

［G社（とび）］

- 大手元請企業と小規模な専門工事企業を同じ土俵で評価しても、**企業規模と役割が違い過ぎ、比較の意味がない**。評価はカテゴリーごとに行うべきである。
- **社会性、人材育成等、共通し得る観点はあるが、その具体的な内容や重みは業態ごとに異なる**。現行の**見える化評価でも社会性に関する項目は扱われている**ため、まず**既存制度を普及させる方がよい**。新たな横断制度を追加すると、真面目に対応する企業だけが**事務負担が増えるおそれ**がある。

［H社（左官）］

- ゼネコンが活用してくれるのであれば、マンパワーや技術力をアピールできると思う。マッチングソフトとして活用できるのであれば、**技術力や体力のある会社を探している元請企業もいると思うので、仕事の繋がりを構築するための仕組みとしてはあって良い**と思う。

2.（2）評価の対象

■ 業態（元請／専門工事）を限定しない横断的な評価について

- 現行の評価制度は、経営事項審査は公共工事の元請企業を対象とするなど、業態ごとに構築されていますが（建設業許可を除く）、仮に、「業態（元請／専門工事）を限定しない横断的な評価の仕組み」がある場合、活用のニーズがありますか。
- ニーズがある場合、どのような目的や場面で利用されることが考えられますか。

＜主なご意見＞

【専門工事業】

［I社（左官）］

- 民間工事の発注者にとって、建設工事を発注する機会が「一生に一度あるかどうか」という場合も多く、専門家ではない。そういう施主が、「価格の安さ」以外で業者を選んでくれるような評価制度が世に浸透すると、真面目に取り組んでいる専門工事業者にとって良いことだと思う。

［J社（電気）］

- 業態を限定しない評価について、活用ニーズはあると思うが、参考情報として取り扱う程度であると思われる。

2.（2）評価の対象

■ 業態（元請／専門工事）を限定しない横断的な評価について

- 現行の評価制度は、経営事項審査は公共工事の元請企業を対象とするなど、業態ごとに構築されていますが（建設業許可を除く）、仮に、「業態（元請／専門工事）を限定しない横断的な評価の仕組み」がある場合、活用のニーズがありますか。
- ニーズがある場合、どのような目的や場面で利用されることが考えられますか。

＜主なご意見＞

【専門工事業】

［K社（空調衛生）］

- 技術者が工事全体の管理を担う会社と、技能者を雇用・育成して施工を担う会社では、事業上の役割と保有する人材が異なるため、**同一の評価項目で一律に比較することは難しい**。
- このため、技術者を中心とする企業と技能者を中心とする企業では評価項目を分ける必要がある。ただし、**別々の制度として設けるのではなく、共通の企業評価制度の中に「技術者版」と「技能者版」を設ける方が、発注者と受注者の双方にとって理解しやすく受け入れられやすい**と思料。
- 評価結果を一覧化する場合は、許可業種、一般・特定、資本金階層等で比較対象を区分し、役割や規模が近い企業同士を比較できるようにする必要がある。

2.（3）評価の項目

■ ニーズや関心のある項目とその理由や使途

- 「今後の建設業政策のあり方に関する勉強会」のとりまとめ（令和８年４月）では、「例えば、企業としての成長性、処遇改善の取組（賃金の水準や制度等）、労務管理や従業員教育等の企業経営に関して必要とされる能力、ＤＸ推進等の生産性向上の取組、所属する技術者の能力・実績など、新たに評価すべき項目を検討すべきである」と記載されていますが、例えば、以下のような項目（※）について公的に評価するとした場合、活用のニーズはありますか？活用する場合どのような理由や使途が想定されますか？また、具体的にどのような内容を評価することが考えられますか？

※経営事項審査において直接的な評価項目なし
①賃金の水準や制度、②経営能力、③雇用している人材（技能者・技術者）の数やレベル、
④人材育成（育成方針の有無や教育訓練の実施状況など）、⑤ＤＸ推進（DX投資やICTの活用状況など）、⑥成長性、⑦その他

＜主なご意見＞

【元請・大手】

［A社］

- ①賃金に関しては、**CCUSのレベル別年収を評価しないと、適正な賃金の支払いを実現することは難しい**と考える。一方で、**賃金を高く支払うべき者と、CCUSのレベルは必ずしも一致しないため、この点に着目することへの反発は想定**される。また、賃金の行き渡りがクローズアップされているが、あまり重要視しすぎるとかえって経営が立ち行かなくなる企業も出て来得るので、持続可能という観点からはそぐわないかもしれない（積算上の一般管理費率が足りていないことが根底にあるので）。また、最低賃金が低すぎることも課題であり、建設業の最低賃金を上げる等、業種を区分した議論もあっていい。なお、月給か日給か、の議論だけでなく、**月給と出来高の組み合わせが理にかなっている**と感じている。

2.（3）評価の項目

■ ニーズや関心のある項目とその理由や使途

＜主なご意見＞

【元請・大手】

［A社］（続き）

- ②**経営能力**に関して、何を評価項目とするかが悩ましいが、財務諸表の諸元が経営力をそのまま表現できているかは分からない。管理能力では例えば労働時間の管理や安全管理、法令順守等も大事ではあるが、**定量評価は難しい**。
- ③**CCUSレベルを有した技能者**を評価することは良いと思うが、**規模で差が出ないよう、率などで評価**することが必要。
- ④**人材育成**に関して、**取組に応じて幅広く評価してもらいたい**。若年層がどの程度定着しているかも要素としてはあり得るが、人材育成は努力に比例するわけではないので評価が難しい。
- ⑤**DX推進**に関して、研究開発とも類似するが、**取組により生産性がどの程度上がっているかを測ることが難しい**。

［B社］

- **経営能力を公的かつ定量的に評価することは容易でない**。財務諸表や帝国データバンク等の情報のみでは、経営者の実際の管理能力及び取引上の信頼性を十分に把握できない場合がある。
- 雇用する技能者・技術者の人数及び能力評価レベルについては、**人数又は高位レベルの者の比率が高いことのみをもって優良と評価することは適切でない**。例えば、**少人数であっても特定工種について高い専門性及び生産性を有する企業は、工事内容に適合すれば有用**である。

2.（3）評価の項目

国土交通省

■ ニーズや関心のある項目とその理由や使途

＜主なご意見＞

【元請・大手】

［B社］（続き）

- **大規模かつ複雑なプロジェクトが増加する中**、協力会社には一定の人員規模及び動員力が求められる傾向がある。突発的に大規模な施工体制を必要とする案件では、小規模企業のみでは対応が困難であり、**一定規模の施工体制を確保できる企業が必要**となる。

【元請・中小】

［C社］

- 制度や数値だけで一律に評価せず、人材確保や施工体制と併せて見る必要がある
- 建設機械とその保管・管理に必要な土地が固定資産として扱われ、経営状況の評価上マイナスとなることは課題と考える。建設機械等の保有は現場や災害時の機動力につながるため、一律に不利とならない評価とすべきである
- 人数や資格だけでは把握できない施工能力も評価すべき
- 電子申請やCCUS等の既存制度を活用し、中小企業の事務負担を増やさない形で評価すべきである

［D社］

- 全般として、雇用する技能者数、機械の自社保有、直営施工、緊急・災害対応、長期の営業継続など、実際の施工力と地域貢献を評価することが必要である。

2.（3）評価の項目

■ ニーズや関心のある項目とその理由や使途

＜主なご意見＞

【元請・ハウスメーカー】

- 例示された評価項目の中に、不要と考える項目はない。いずれも、働き方改革や処遇改善等、建設業界全体で改善を進めるべき課題に関連する項目であり、公的評価の観点として不適切なものはない。
- **社員大工の雇用や月給制への移行を促進する取組は重要である一方**、住宅施工の現場には一人親方として就業する技能者が多く存在するため、**一人親方という就業形態を排除するのではなく、一人親方も適切な処遇及び支援を受けられる政策とすることが重要**である。
- 自社の従業員に限らず、協力工事店が雇用する大工等の育成を支援する取組を、元請企業の評価対象とすることは有意義である。一方、**協力工事店には当社以外の工事にも従事する事業者が含まれることには留意**が必要。
- 雇用している技能者の数やCCUSレベルを評価する考え方については、規模の大きい企業であれば対応しやすいが、小規模企業には負担が大きい。会社の規模に左右され過ぎる評価となると、小規模な協力工事店が不利になるおそれがある。

2.（3）評価の項目

国土交通省

■ ニーズや関心のある項目とその理由や使途

＜主なご意見＞

【専門工事業】

［E社（鉄筋）］

- 賃金の評価では、**CCUSレベル別年収に応じた賃金を支払っているか**を確認することが考えられる。**CCUS**は、**建設業を営む上での免許に近い仕組みとして位置付け、事業者・技能者の登録を促すべき**である。さらに、所属技能者のうち**能力評価を受けた者の割合（90%以上）等を加点するなど、一段踏み込んだインセンティブが必要**である。
- **新たな制度に対応できない事業者**については、**事業承継や世代交代を促す仕組みも必要**である。
- 建設業では、売上規模の拡大を成長性として評価することはなじみにくい。技能者が減少する中で、若者を採用・育成し、現在の事業規模と従業者の生活水準を維持・向上させる**「積極的な現状維持」を行っているのが現状**である。

［F社（鉄筋）］

- ①**賃金水準についてはあまり関係ない**と感じている。賃金の面でどれだけ頑張るのはいいがそれで会社がつぶれてしまっては元も子もない。また、**賃金体系は月給制が不可欠**である。仕事が無い、雨が降る等で賃金が支払われないことは業界の発展の妨げになる。
- ②経営能力は重要な項目だが、**基準をどのように設定するかが課題**である。
- ③**雇用している人材は最重要項目**である。一方で、重複の有無等、正確な数字が把握できるかという点は難しい。**自社で雇用している人数のみを評価すべき**。

2.（3）評価の項目

■ ニーズや関心のある項目とその理由や使途

＜主なご意見＞

【専門工事業】

[F社（鉄筋）]（続き）

- ⑤DX推進は重要だが、前述のとおりそれによりどういったことが実現されているのかが重要である。
- ⑥成長性は、語るだけであればどの会社もできるので、**実現性や実際に何に取り組んでいるか**を見ることが重要である。

[G社（とび）]

- 当社は新卒入社時には月給制とし、3～4年目頃に**月給制と日給制を本人に選択**させている。多くの職人は、働いた分だけ収入が増える日給制を選ぶ。職人にとって、成果や稼働に応じて稼げること自体が仕事の魅力でもあるため、**月給制であることだけを一律に高く評価するのは適切ではない**。
- 経営者の資質、信念、職人や協力会社を守る姿勢は非常に重要である。一方、**経営者の信念や姿勢は、定型的な書類や点数だけでは把握しにくく、実際に会って話さなければ分からない面が大きい**。金融機関は経営者との面談や継続的な取引を通じて把握しているが、**行政が同等の評価ノウハウを持てるかは疑問**である。
- **若年者比率だけでは実態を適切に表さない場合がある**。外国人技能実習生等を多く雇用する企業は若年者比率が高くなる一方、日本人の若手を毎年継続的に採用・育成している企業の取組が十分に表れない可能性がある。

2.（3）評価の項目

■ ニーズや関心のある項目とその理由や使途

＜主なご意見＞

【専門工事業】

[G社（とび）]（続き）

- 人材育成やDXに取り組む企業と取り組まない企業を区別する考え方は理解できるが、既にCCUSや見える化評価で把握できる項目も多い。新しい制度・書類を追加するのではなく、**既存制度を普及・活用すべき**である。
- 成長性は金融機関が資金面、経営面から評価している。行政が新たに評価する場合でも、誰が、どのような根拠で将来性を判断するのかが難しい。
- **政策としては**、既に高い評価を得ている企業より、**良い会社でありながら二次・三次・四次下請等の位置にとどまり、価格競争から抜け出せない企業をどのように見いだし、成長を後押しするかが重要**である。

[H社（左官）]

- 人材育成に関しては、努力をしてもなかなか実っていかないという現状があるので、そういった取組も含めて評価されるとありがたい。

[I社（左官）]

- これまでにどのような建物・工事に携わってきたかという施工実績も評価項目として考えられる。**難易度の高い建物等の施工実績**は、同業他社との差別化や顧客へのアピールにも活用している。

2.（3）評価の項目

■ ニーズや関心のある項目とその理由や使途

＜主なご意見＞

【専門工事業】

［J社（電気）］

- 人材の保有状況、人材育成、DX推進、成長性などへの関心がある。企業の将来性や施工体制を把握できれば、取引先選定の参考になる。技術者の数やレベル、成長性、新しい分野への挑戦等、提示されている項目はいずれも重要な認識。

［K社（空調衛生）］

- 企業評価は、複数の制度を新設するのではなく、**可能な限り経営事項審査へ一元化**してほしい。社会状況や政策課題の変化に応じて評価すべき項目は変わるため、**W点の項目を機動的に見直す方法が適している**。
- **賃金水準や賃金制度を公的に評価することは、企業の経営判断へ大きく踏み込む**ことになる。例えば、毎年一定率以上の賃上げを一律に求める評価は、業績や受注環境が異なる企業に過度の負担を与える可能性がある。一方、**技能者の処遇改善や月給制への移行を促す政策目的は理解**できる。
- **経営能力を試験や書類のみで評価することは難しい**。継続的な黒字、収益性、資金繰り、従業員定着等の経営実績を通じて評価することが現実的である。
- 技能者を雇用する企業については、資格保有状況、教育訓練の実施、CCUSの能力レベル、就業履歴の蓄積等を評価できる。これらは技能者の能力向上だけでなく、処遇改善とも関係する。

■ ニーズや関心のある項目とその理由や使途

＜主なご意見＞

【専門工事業】

［K社（空調衛生）］（続き）

- 当社は協力会社に対し支援を実施している。このような**元請企業等による育成支援も評価対象となり得る**と考える。
- DXへの投資余力は企業規模や業態によって大きく異なるため、技術者を中心とする大企業と技能者を中心とする小規模企業を同じ基準で評価することは適切ではない。
- **BIMの導入有無やDX投資額だけを評価しても、業務効率化や生産性向上への効果は把握できない**。DXは手段であるため、導入した技術をどの業務に活用し、労働時間削減、品質向上、省人化等の成果につなげたかを評価する必要がある。
- **経済産業省のDX認定等、既存の公的認定を経営事項審査で評価する方法であれば、重複審査を避けられ、企業側も取組内容を説明しやすい**。
- （CCUSを利用した現場管理の効率化などの取組の評価について）そういった取組は実施していない。**CCUSは本来、就業履歴を蓄積し、技能者の能力評価と処遇改善につなげるためのシステム**である。**元請企業の入退場管理等に活用する前に、技能者の処遇改善という当初目的を着実に実現してほしい**。

2.（4）活用促進

■ 評価結果が広く使われるための措置

- 評価結果が建設市場や労働市場の関係者から広く使われる（参照される）ためには、どのような措置が必要と考えますか。

＜主なご意見＞

【元請・大手】

［A社］

- 広く使われるためには**結果が見やすいかどうか**が重要。データを吐き出してシステム連携できると便利である。
- 多様な評価制度が世の中にあり、それぞれの制度を個別に参照しにいくのではなく、**特定の会社名を入力したら評価結果が一元的に参照できる仕組みがあれば価値がある**。
- 手間を減らすことが大事。申請の手間は大きいので、簡略化と情報の適格性のバランスが重要。
- 企業情報等、各省庁の評価制度で重複して入力している事項があるため、効率化の余地がある。

［B社］

- **処遇改善などに取り組むことが企業の評価の向上となり、評価が向上することが受注機会の確保につながる仕組みとする必要**がある。そのためには、**評価の高い専門工事企業を積極的に活用する元請企業が評価されることが必要**。

2.（4）活用促進

■ 評価結果が広く使われるための措置

- 評価結果が建設市場や労働市場の関係者から広く使われる（参照される）ためには、どのような措置が必要と考えますか。

＜主なご意見＞

【元請・ハウスメーカー】

- 企業を評価すること自体に異論はなく、適切な評価制度を整備することは望ましい。一方、**高評価を得た企業に受注が過度に集中し、低評価の企業が一律に不利な取扱いを受ける制度となることには懸念**がある。
- 重層下請構造自体は改善すべきであるが、小規模企業の中には、人を一人雇い入れる資金力も十分でない企業がある。大きい企業に淘汰・合併されることも将来的にはあり得るが、現状で急激にその方向へ進むことは、零細企業にとって厳しい。
- **住宅分野の施工は、一人親方や家族経営の小規模事業者にも支えられている。事業規模が小さくても適正に施工している事業者が、企業規模を主因として低い評価を受け、受注機会や事業継続に重大な影響を受ける事態は回避する必要**がある。
- **人材育成や生産性向上に取り組む企業へ仕事や人が集まる方向性自体を否定するものではない**。ただし、評価制度を活用する場合には、**小規模事業者や一人親方への配慮、移行期間、評価項目の設計に十分留意する必要**がある。

2.（4）活用促進

■ 評価結果が広く使われるための措置

- 評価結果が建設市場や労働市場の関係者から広く使われる（参照される）ためには、どのような措置が必要と考えますか。

＜主なご意見＞

【専門工事業】

［E社（鉄筋）］

- 評価結果を**業者選定と受注機会に結び付けること**が最も重要である。

［F社（鉄筋）］

- この評価を受けないと**公共工事を受注できない等、間口を厳しくすることも一案**である。最低限の基準を担保して、**評価を受けることを義務化**することが望ましい。
- また、一般ユーザーに評価制度を広く周知することも重要である。それにより、建設業のイメージや金額の理解につながると思われる。

［H社（左官）］

- 近年は元請と専門工事会社の関係も変わってきたと感じていて、元請から選ばれるだけでなく、費用や体制等の観点で、専門工事会社が元請を評価し、選んでいるという側面もある。しかし、このような**専門工事会社優位の状況も、仕事量（建設需要）が落ち着いてくれば、また変わってくる**ものと思われる。

2.（4）活用促進

■ 評価結果が広く使われるための措置

- 評価結果が建設市場や労働市場の関係者から広く使われる（参照される）ためには、どのような措置が必要と考えますか。

＜主なご意見＞

【専門工事業】

［I社（左官）］

- **学生から企業が評価される仕組みが浸透すればよい**と考える。**進路指導担当者、工業高校・私学等にも認知され、就職先を選ぶ際に参照される**よう、同じ基準で評価できるような制度が広がるといい。

［J社（電気）］

- 評価を受けた企業を**一覧で検索・比較できる仕組み**が重要である。評価項目を分かりやすく表示し、誰でも容易に確認できるといい。

［K社（空調衛生）］

- 行政が客観的な基準で評価した結果を**一覧で公表**すれば、民間施主を含む発注者が企業の信頼性を判断しやすくなり、評価結果の活用が進む。
- **点数をそのまま順位化すると企業間の優劣が過度に強調される場合**は、**複数のランクに区分して表示する方法**も考えられる。発注者が企業選定に利用でき、受注者が改善すべき項目を把握できる見せ方とすることが重要である。

2.（4）活用促進

■ 評価結果が広く使われるための措置

- 評価結果が建設市場や労働市場の関係者から広く使われる（参照される）ためには、どのような措置が必要と考えますか。

＜主なご意見＞

【専門工事業】

［K社（空調衛生）］（続き）

- 行政が評価して公表するというところがポイントである。業界紙等による売上高ランキングとは異なり、行政による評価は、経営状況、技術力、社会性等を共通基準で審査した結果であるため、発注者にとって信頼性の高い情報となる。
- 全業種の企業を一律に並べるのではなく、一般・特定の別、許可業種、資本金階層等で区分し、役割と規模が近い企業同士を比較できるようにする必要がある。例えば、管工事業者は管工事業者、電気工事業者は電気工事業者の中で比較できる形が望ましい。

2.（4）活用促進

■ 建設企業が評価を受けにくくするための措置
- 建設企業が評価を広く受けにくくするようにするためには、どのような措置が必要と考えますか。

＜主なご意見＞

【元請・大手】

［A社］

- 評価によってどういったメリットがあるのか、という点と、どのようにPRするかが活用促進の観点では重要である。
- 評価を受けることで、**受注につながる**、**金利が下がって資金調達が容易になる**といったことや、**厚生労働省などの補助金や税制優遇の要件とするといったインセンティブ**が考えられる。

［B社］

- **人材育成及び処遇改善に取り組む専門工事企業を採用するということは、コストも高くなる**ということ。**元請企業に便益がなければ、評価結果の活用は進みにくい**。例えば、**公共工事における加点、税制上の措置、補助制度又は融資条件への反映など、受注又は費用負担の軽減につながる措置が必要**である。
- **CCUSに蓄積された就業履歴及び能力評価結果を活用**し、**現場に実際に従事した技能者のレベル及び人数に応じて、元請企業又は協力会社にインセンティヴを付与する仕組み**も考えられる。例えば、施工体制台帳に記載された企業の星の数のみではなく、CCUSの就業履歴により、**レベル別技能者が当該現場に何日従事したかを確認し、実績に応じて評価する方法**が考えられる。
- **CCUSの適切な運用をインセンティヴ付与の前提**とすることにより、**元請企業による現場登録、カードリーダー等の設置及び就業履歴蓄積の促進にもつながる**。

2.（4）活用促進

■ 建設企業が評価を受けにくくするための措置
- 建設企業が評価を広く受けにくくするようにするためには、どのような措置が必要と考えますか。

＜主なご意見＞

【元請・ハウスメーカー】

- 企業が制度を利用するためには、評価を受けることによる実益が必要である。ただし、**低い評価が公表されることで不利益を受ける懸念**があるため、**制度の使い方や公表の在り方には配慮が必要**である。
- 評価の高い企業を示すだけでなく、**低い評価の企業が改善に向けて取り組めるようにする仕組みや、小規模事業者が段階的に対応できる制度設計が重要**である。

【専門工事業】

［E社（鉄筋）］

- 社会保険加入の許可要件化と同様に、**一定の強制力が必要**である。
- 加点措置は公共工事を中心とするため、民間工事への波及には限界がある。**民間工事にも広く適用するには**、建設業許可を要する工事の範囲を拡大し、**評価制度を許可要件等と結び付ける**ことが考えられる。

［G社（とび）］

- **公共工事**において、**一定以上の評価を有する専門工事企業の活用を元請企業の要件又は加点項目**とすることが考えられる。

2.（4）活用促進

■ 建設企業が評価を受けにくくるための措置
- 建設企業が評価を広く受けにくくるようにするためには、どのような措置が必要と考えますか。

＜主なご意見＞

【専門工事業】

［G社（とび）］（続き）
- **許可の更新手数料や税負担が軽減**されると良い。
- 当社でも**厚生労働省の資格取得や職業訓練に関する助成金**を受給しており、こうした**助成制度におけるメリット**があると良い。
- 最も効果があるのは、評価を持つことにより、**価格以外の面で受注者として選ばれ、適正な単価で仕事を得られること**である。**真面目に人材育成、安全、労務管理等に取り組む企業が受注につながる仕組みとしなければ、制度は普及しない**。

［H社（左官）］
- **元請のゼネコンから提示するよう働きかけられれば進んでいく**と思われる。元請がしっかり活用すれば、左官業者にとっても仕事の受注につながるというメリットが期待されるが、そういったメリットがすぐには発現しないことも想定されるため、**仕事受注以外の更なるメリット（左官業者にとっての）も必要**である。

［I社（左官）］
- 評価を受けることで、企業側にも**自社の取組を見直す動機が生まれるような制度設計**が望ましい。

2.（4）活用促進

■ 建設企業が評価を受けにくくるための措置

- 建設企業が評価を広く受けにくくるようにするためには、どのような措置が必要と考えますか。

＜主なご意見＞

【専門工事業】

［J社（電気）］

- 評価結果が公共・民間工事の受注機会の拡大や取引先からの信用向上、人材採用などにつながる仕組みが必要である。また、**経営事項審査や建設業許可などの既存制度と連携し、申請書類の重複を減らす**など、評価を受ける企業の負担を軽減することも重要と考える。

［K社（空調衛生）］

- 任意のインセンティヴで受審を促すよりも、**建設業許可を受ける企業は一定の客観評価も受けるという制度上の位置づけ**にした方が、**企業と発注者の双方にとって分かりやすい**。**経営事項審査を企業の定期的な健康診断として位置づけ、建設業許可情報と併せて評点を示す**ことが考えられる。
- 専門工事企業についても、**公共工事で一定水準以上の評価を受けた企業を活用することを、元請企業の要件又は加点項目とする方法が有効**である。
- 必要な評価水準が明示されれば、専門工事企業はその水準を目標として、人材育成、安全管理、労務管理等の改善に取り組みやすい。元請企業も、客観的な基準を基に候補企業を選定し、必要な改善を協力会社と共同で進めやすくなる。

2.（4）活用促進

■ 建設企業が評価を受けにくくするための措置
- 建設企業が評価を広く受けにくくするようにするためには、どのような措置が必要と考えますか。

＜主なご意見＞

【専門工事業】

［K社（空調衛生）］（続き）

- 最終的な発注では、工事時期、動員力、価格、施工品質等を別途確認する必要があるが、評価結果を候補企業の選定条件又は参考基準として用いることには合理性がある。
- **担当者間の個人的な関係や過去の取引実績だけに依存すると、担当者の交代や世代交代の際に判断根拠が引き継がれにくい**。公的評価を共通の判断基準として用いることで、**協力会社選定の属人性を低減**できる。

3. その他

3. その他

■その他
- 評価制度全般に関するご意見があればご回答ください。

＜主なご意見＞

【元請・中小】

［D社］

- 経審のみを改めても、低価格競争、最低制限価格、設計変更、重層下請等、中小企業の持続性に直結する様々な問題が存在する。技能者や機械を実際に抱え、緊急対応に実働して対応する中小企業を評価するべく、**入札・契約制度と一体となった制度改革が必要**である。

【専門工事業】

［E社（鉄筋）］

- 自社社員数だけでは協力会社を含む施工能力を捉えられないため、重層下請構造を踏まえ、**協力会社を含む施工体制全体を評価すべき**である。

［F社（鉄筋）］

- 専門工事企業と元請ゼネコンの関係性が時代によって変わっている中で、**専門工事企業は一つの元請ゼネコンに執着するのではなく、ちゃんとお金を払ってくれる会社と取引をしたり、自分たちの利益を追求するだけでなく下請企業も大事にしたり、考え方を変えていくことが重要**であると感じている。

3. その他

国土交通省

■その他
- 評価制度全般に関するご意見があればご回答ください。

＜主なご意見＞

【専門工事業】

[J社（電気）]
- 施工管理の認知度をもっと高める必要がある。建設業というと、どうしても技能者のイメージがあり、学校の先生や学生が認知していない場合も多い。

[K社（空調衛生）]
- 新たな企業評価制度を導入する過渡期には、評価項目ごとに実施機関が異なることはやむを得ないが、将来的には申請窓口、データ入力、審査結果の公表を可能な限り一元化してほしい。